

# 平成27年第2回東大和市議会定例会会議録第12号

平成27年6月18日（木曜日）

## 出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

## 欠席議員（1名）

7番 森田憲二君

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

## 出席説明員（30名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	広沢光政君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	尾崎淑人君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
行政管理課長	五十嵐孝雄君	秘書広報課長	鈴木尚君
産業振興課長	乙幡正喜君	子育て支援課長	高橋宏之君

保 育 課 長 宮 鍋 和 志 君  
青 少 年 課 長 中 村 修 君  
福 祉 推 進 課 長 尾 又 齊 夫 君  
みのり福祉園長 石 川 伸 治 君  
ごみ対策課長 松 本 幹 男 君  
社会教育課長 村 上 敏 彰 君

子ども生活部 井 上 誠 二 君  
副 参 事  
市民生活課長 田 村 美 砂 君  
障害福祉課長 小 川 則 之 君  
健 康 課 長 志 村 明 子 君  
環境部副参事 長 瀬 正 人 君  
選挙管理委員会 塚 原 健 彦 君  
事務局長

## 議 事 日 程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） おはようございます。

今回の選挙におきまして、市民の皆様からの負託を受けまして、再び議場へと送り出させていただきました。しっかりと勉強して、市民の皆様の代弁者として職務を全うするよう精進いたしますので、市長を初め市職員の皆様、議会議員の皆様の引き続きの御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

さて、平成27年度第2回東大和市定例議会において、次の質問をいたします。

今回、私が質問する事項に関しましては、大きい項目として4つございます。

まず第一として、ごみ行政について。

3市共同資源化事業基本構想及び今後の予定についてです。

2番目として、平和事業についてです。

①として、戦災建造物を中心とした公園整備についてです。

②として、戦没者慰霊祭についてですが、現在ではこの戦没者慰霊祭という言葉が使われておりませんので、戦没者追悼式とさせていただきます、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

3番目として、ふるさと納税の活用について。

大きい項目の3番として、空き家対策について。

市内の空き家に関して、現状と今後の対策についてです。

大きい項目の4番目として、産業振興対策についてです。

①として、今年度の予定について。

②として、中小企業大学校との連携についてです。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては、自席にて行います。よろしくお願いいたします。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、3市共同資源化事業基本構想と今後の予定についてであります。床鍋議員のほうからは3市共同資源物処理施設の関係を初め、廃棄物行政についての一般質問が17回目ということになりますので、私としての基本的な考え方を、まず述べさせていただきます。

廃棄物に関しましては、市民の皆様を初め各事業者の御協力をいただき、減量していくことが大事であり、また資源を有効活用していくことも重要なことと考えております。また、市行政の長としまして、市民の廃棄物を適切に処理することは、大変重要な役割であると考えております。このようなことから、焼却施設

や不燃・粗大ごみ処理施設の更新、そして3市共同資源物処理施設の建設は一体であり、廃棄物を処理するために必要な施設であることから、4団体において確認しておりますように、施設建設に向けて地域住民の方々を初め3市、市民の理解を得ていく努力を続けていく必要があると考えております。

なお、3施設の整備全てに言えることではありますが、地域住民の皆様が御心配しております環境面につきましても、影響を与えない施設とするため、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。平成27年3月に作成しました（仮称）3市共同資源物処理施設に伴い、生活環境影響調査報告書に基づき、平成27年5月に5地点で大気質の調査を実施したと聞いております。また、小平・東大和・武蔵村山地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、平成27年4月には平成27年度の循環型社会形成推進交付金の内示を受けたところであります。今後につきましても、施設整備地域連絡協議会を初め市民の皆様との理解を得るため、引き続き4団体で一致して取り組んでまいりたいと考えております。

失礼しました。訂正をさせていただきます。

平成27年3月に作成しました（仮称）3市共同資源物処理施設に伴い、生活環境影響調査報告書ではなくて、計画書に訂正をさせていただきます。

次に、戦災建造物を中心とした公園整備についてであります。平成27年は戦後70年の節目の年となりますので、貴重な戦災建造物であります旧日立航空機株式会社変電所の保存のあり方につきまして、さまざまな角度から検討を重ねる中で、一定の方向性を導き出してまいりたいと考えております。

次に、戦没者追悼式についてであります。市では過去の幾たびかの戦争によって亡くなりました方々の御冥福と恒久平和を願い、毎年10月に慰霊塔の敷地内におきまして、御遺族、御来賓の皆様のご御臨席のもとに追悼式をとり行っております。

次に、ふるさと納税の活用についてであります。ふるさと納税制度はふるさとやゆかりのある地方公共団体に対しまして、貢献したい、応援したいという思いを寄附を通じて実現することができる制度であります。市におきましても、ふるさと納税について市の公式ホームページで御案内をしているところであります。平和事業に特化した形でのふるさと納税の活用につきましては、現時点では行っていない状況であります。

次に、市内の空き家の現状と今後の対策についてであります。近年市内におきましては高齢化や相続の理由で管理不十分のまま放置された空き家が存在していることは承知しております。これらの管理されていない空き家は、景観上の問題や犯罪、放火の要因となるなど、周辺住民の生活環境にとって決して好ましい状況ではないものと認識しております。現在市では放置された管理不十分な空き家について、現状を調査し、所有者に対して、雑草の除去や土地、家屋の適正な管理を依頼しております。また、防災・防犯の観点から警察署、消防署の巡回、警戒も依頼しております。今後も空き家の所有者へ適切な管理について、御理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、産業振興対策に関する本年度の予定についてであります。市では産業振興基本計画に基づきまして、工業、商業の基本施策として、経営基盤の強化を進めております。平成27年度は市内で新たに創業者を生み出し、市内産業の活性化を図ることを目的に、創業支援事業を実施いたします。また、空き店舗調査事業を実施し、創業支援事業の受講者や市外からの移転を希望している事業者へいち早く情報を提供し、起業の支援に努めてまいります。農業におきましては、農産物直売所マップを作成いたします。掲載内容を更新しまして、最新の直売所情報を市民の皆様へ提供するものであります。

次に、中小企業大学校との連携についてであります。平成27年3月より中小企業大学校東京校内に創業支

援及び新事業展開支援を行うビジネストが開設されました。市では、中小企業大学校東京校及び東大和市商工会と連携して、東大和市創業塾を平成27年7月に開講いたします。ビジネストの講師の方々にも御登壇をいただく予定となっています。また、平成27年度の産業まつりにつきましては、中小企業大学校東京校の御協力により、同校を会場として使用させていただくことになっております。さらに、市ではビジネストで実施される創業セミナーやワークショップなどの事業の後援を行うほか、ビジネストの各種事業につきまして、市報等で広報を行うなど、事業効果のさらなる向上に努めてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○21番(床鍋義博君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず初めに1点確認なんですけれども、これは3月にも確認をさせていただきました。今現在3市共同資源物処理施設に関して、周辺住民の同意が得られている状況でしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 現在地域の皆様と施設整備地域連絡協議会を設置し、毎月1回会議等をさせていただいている状況でございますが、その会議において皆様方の理解を得られたという状況にはなっていないというふうな認識は持っております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 今お話にありました3市共同資源化施設整備協議会、以下協議会とさせていただきますけれども、この協議会のメンバーというものは、どのような構成になっておりますでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 協議会のメンバーでございますが、周辺地域の自治会やマンション管理組合等の代表者、そこに加えまして各団体の専任者、各2名以内で参加のほうを募っている状況でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 今自治会とマンションの管理組合という話が出ましたので、マンションの管理組合に関しては、ほぼ住民の100%近いところが加入していると思うんですけれども、この自治会に関しては、現在加入率というのは何%ぐらいでしたでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) ちょっと詳細な数字は持ち合わせてございませんが、40%前後だというふうには聞いているところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) たしか直近の、この議会での一般質問で他の議員が質問したとき、たしか36%といったところで、大体10人に六、七人は参加してないということなので、これはもちろん今施設整備協議会の中で同意を求めているということだったんですけれども、それ以外の住民の方々に対しては、どのようなアプローチというんですかね、理解を得ていくような、そういったことをしているのでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 今までにおきましては、基本構想の策定の前の段階の案の段階での3市での説明会ですとか、基本構想の策定後の説明会、その時々状況によりまして、3市におきましても地域住民の方以外にも、そういった説明会を実施し、あとまた小平・村山・大和衛生組合の広報紙であります「えんとつ」というふうな広報紙がございますので、そういったものですとかで周知を図っている。また、さらには各地におけますホームページでもリンクは張ってございますが、衛生組合のホームページ等でも会議の内容等、議事録等も公開し、情報提供に努めているという状況でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 今いろいろ周知を図っているということで、そのままいろいろ続けてほしいんですけども、協議会のほうにちょっと戻りますけれども、この協議会を設置してから1年以上経過したわけですけども、先日6月13日に開催された協議会の中で、衛生組合の担当者から要綱について、協議会は小平市、東大和市、武蔵村山市が東大和市桜が丘2丁目122番地の2に共同設置を合意した3市共同資源物処理施設の建設に関し、3市及び小平・村山・大和衛生組合と地域住民が地域の良好な環境の維持、向上及び安全の確保を図る目的として、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会を設置することというふうに突然述べまして、これは皆さんが合意した要綱であるというふうに発言がありました。これ確認ですけども、皆さんが地域住民の方が合意をしたというので、いつ出席している方々の合意が得られたのでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 協議会の設置にかかわります要綱でございますが、要綱の附則を見ていただくとわかる部分がございますが、最終的に26年8月9日から施行するというので、一部改正はしております。したがって、この改正時にはこの改正内容で実施するというので、協議会に諮りまして、了解を得ているというところが私どもの認識でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) この要綱がたしか一番最初に出たときって、昨年2月の協議会だったというふうに記憶しているんですけども、もちろん環境部長やごみ対策課長も出席していたので、よくそのあたりの経緯というのは御存じだと思うんですけども、私もこの協議会に参加というか、傍聴に行っておりました。また、それ以降十何回開かれている場合も、ほとんど傍聴もしくは傍聴できないときは議事録や、その他資料とかで確認をさせていただいております。その中で、実質2月に要綱案が出てきたときに、それに関して、ほぼ何も話されてなくて、その割には次の月に、3月ですよ——に衛生組合のほうから、4団体ですよ、出てきたものに関しては、もう既に要綱案の案がとれていた。実質何もしていなかったにもかかわらず、いきなり案がとれていたことに関して、たしか3月の協議会では、どういうことなんだという話でもめたと思うんですよ。

当然参加された方からの大きな反発があって、最初からもう施設建設ありきで、この会議に参加することで賛成ととられるような形での要綱には賛成できない、同意できないというふうに発言された方もいました。そのことで、要綱がなかなか決まらずに、結局協議会を進めるために、もう最初に建設ありきで進めるというところは、はっきりと合意という形をとらずに、その他の会長の選任方法であるとか、議事の進め方などの方法論に、主にそちらのほうを決めていき、とりあえず会議を進めていきましょうというような流れだったと私は記憶しているんですけども、そうではなかったですか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 協議会にかかわります要綱の設置の過程という点でございますが、昨年2月に第1回目の協議会を開催したところではありますが、その開催前に案という形で、やはり協議会を設置するからには根拠が必要になりますということを御説明しているところです。その段階で案をお配りし、2月の第1回目の開催時に要綱の御説明をさせていただき、その場で案をとらせてほしいというところが正確なところかと私どもは認識しております。

それと、あと要綱なんですけども、要綱の中で議員のほうは施設建設ありきという形で述べられているわけですが、要綱の所管事項の中には周辺環境への配慮に関するということも含まれております。したがって、これは周辺の皆様に大きな影響がございますので、そういったところも含めて、私どもは広くお声かけをさせていただいた中で、現在進めているというところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) たしか7月12日の協議会の議事録においても、次のような記載があります。

協議会に参加することで、その団体が建設に賛成しているということにされないかということと、交付金、地域計画などの際に協議会が開催されているので、地域住民とうまくいっているということを利用しないほしいということと、反対の立場であるが協議会に参加してよいのかという質問が準備会のときにあったと思うのですが、行政からの回答は反対の意見はあってしかるべきなので、協議会に参加したこと自体が賛成だとみなすことはない。建設反対の団体の参加は妨げない。申請などの際には、協議会を行政の都合のいいように利用することはしないという回答をいただいておりますが、それでよいですかという質問がありまして、それに対して田口部長は、この設置要綱につきましては、けんけんごうごうあったというのは私も承知しておりますが、そこまでの状況にはないと。ですから、必ずしも反対者がいないということを行ったつもりもありません。今回のこの会議の中で、反対者の方々の皆様を排除するつもりもございませんし、それをいいような形で使っていきたいというようなことは考えているところではございませんと答弁されております。これ議事録から、そのまま抜粋したので確認ですけれども、このとおりで間違いないですか。

○環境部長(田口茂夫君) 答弁そのようにさせていただいたというふうに記憶はしております。

また、現状今お話のありました内容については、何ら変わっているところもございません。しかしながら、私どもとしましては、基本的には建設をしていくというふうなスタンスの中で、地域住民の方々に御理解得べく、この会議を設置し、御説明を申し上げ、御理解をいただく努力をしているという状況は変わっていないという状況でございます。

○21番(床鍋義博君) 実は、計画課長補佐ですか、担当者も同じ日に理解を得たという状況にはないというふうに、今のところは認識しております。ただ反対の意思が強い方がおられるということは、十分認識しているところですが、云々と話しています。こういうふうに、住民の理解を得ることをちゃんとするというふうに言っているんですけども、突然として先ほど述べましたように、要綱に皆さん合意したんだから、話の中でそもそも論、そもそも論というのは、これは何かというと、ずっと傍聴しているとわかるんですけども、そもそもこの施設って必要なのかどうかということについても含めて話し合わない、ずっとかみ合わないんじゃないかという意見が、その協議会のメンバーのかなりの方から出されて、現在協議会ではそういったこと、そもそも論というふうに言っているわけなんですけれども、そういったことを話し合いという場に出して、実際に5月9日に、それをやるのかという話で、各自が意見を述べた後に、いきなり担当者がもうそもそも論というのは、もう次で終わりにしますというふうに言い切った上に、先ほど述べましたように、皆さんこの要綱に合意したんだから従ってくださいみたいなことをいきなり言ってしまうと。

これまで、1年以上続けてきて、住民の方にボランティアで来ているわけですよね、地域代表として土曜日とかの夜7時ぐらいから始まるわけなんですけれども、2時間ぐらい。月に1回、必ずそういうことがあって、それを今度持ち帰って自治会なり、マンションの管理組合などに持ち帰って、また話し合いの場を持って、またその結果を持って出てきているわけですよ、住民の方々は。少しずつですけども、そういったことで質疑応答しながらでも、信頼関係というんですかね、そういったことが醸成されてくるはずのものでありますよね、協議会というのは。そのために協議会を開いている、大きい目的としては、そういったことがあると思うにもかかわらず、そういったことが実際現場でなされております。

これに関しては、なぜ急にそういうふうに急に変わったのかなということが、非常に疑問ですし、今までの

努力を台なしにするようなものであるなというふうに思っているんですけども、これって今後もう打ち切りにしておいて、もう建築計画のことに全部進めていくということになってしまうのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 協議会の要綱のことでございますが、これは出席されている委員の方からも会議のたびに、いろいろとお話を受けているんですが、会議録をホームページにおいて公表してほしいというふうに私ども言われております。それに基づきまして、今までの会議の内容については全文録で掲載をしているところでございます。したがって、会議録をとりますと、やはりこれはこの会議、この協議会の要綱に基づいて設置された会の会議録というふうに、私どもも参加されている方も、そこは認識は一緒だというふうに私どもは思っております。したがって、この要綱自体が私ども一方的につくったものではないというのは、そのところでも御理解はいただけるのではないかと思っております。

もう1点、そもそも論ということで、今議員のほうからお話がありましたが、これは昨年来会議をしている中で、そもそも論自体を私どもは排除するような考えのことは述べたつもりはございません。ただ、協議会設置して1年数カ月たちましたので、一定の3施設を整備していくという、この必要性がございますので、そもそも論については1年かかっても同じような会議の内容であるということで、他の委員からの御指摘等もごさいます。ですから、ほかの場を設ける中で、そういったところには対応していくということで、私どもは考えているところがございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ほかの場を設けるといのは、具体的にはどのような場を設けるんですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 別の場といいますのは、毎月一度開催しています協議会は、この設置要綱が根拠となっておりますということで、事務局から先月の会議、今月の会議においても説明があったところだというふうに私は認識しておりますので、この設置要綱とは別なところのお話として進めさせていただきますというところの意味でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） そうすると、また地域の方は今、月に1回やっている協議会のほかに、また別の協議会なり、そういうことを話し合う場を設けたら、そこにまた出て行って同じようなことを話さなければいけないわけですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） そこについては、先ほど議員がおっしゃいましたように、ボランティアである、また地域の代表である、そういったところもござります。ですから、どのような形で全体の廃棄物の処理を今後どのようにしていくべきかというような点も含めて、そこについてはこの当該協議会との運営等照らし合わせた中で可能な範囲で、そこは実施していくべきものというふうに私どもは考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） また、かなり住民の方に負担をかけることになると思います。1年以上かけて一定の結論というか、出てこないというものは傍聴していて、すぐわかるんですけども、住民の方の質問に対して、次の会議の中で前回出た質問に対して、ほとんど答えてないんですよ。そこが全然進んでない。1年中やっていて進んでないのって、何か住民の方がずっとごねていて進んでないというふうに思われるかもしれないんですけども、実際はそうではなくて、合理的な説明を求めています。こういう資料を出してください。こういうことを聞きたいんですと言っている、その答えが全く出てきていないから、結局のところ先に進まない、行政の言うところの先に進まない状況になっているのではないですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 一定の御質問に対するお答えは、当然私どもはさせていただいておると認識しているんですが、回答の内容がなかなか受け入れがたいような形で、今いるところのお話かと思えます。ただ、こういった廃棄物処理施設は俗に迷惑施設と言われておりますが、実際には必要な施設であるというふうに私どもは考えておりますので、なくてはならない施設をつくるに当たりましては、これは東大和市内の桜が丘に限らず、全国的に見ましても、やはりそう簡単に地域の方と行政とが考えが一致して、建設を進めましょうというところが難しい事業であると思っております。ですから、そこは丁寧に私どもは進めてきているつもりでありますし、今後も引き続き、そこは丁寧に対応していきたい、そのように考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 今丁寧という言葉が2つ出てきましたので、丁寧をお願いをします。実際前回の6月13日の協議会では、そのような形ではなかったもので、今後運営していく際には、住民等の理解を得ていかなければいけないということを前提としているのであれば、なおさらそういったことはきっちりと行うべきだと思いますので、要望をさせていただきます。

質問を変えます。

地域の住民の方が東京都と国、環境省に対して意見書を提出しております。これは御存じでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 衛生組合のほうからの情報並びに、さきのもう既に行われております衛生組合の2月議会におきましても、そういったような質疑が出ておりますので、そうした中で私どもも承知しているという状況です。

○21番（床鍋義博君） ということは、内容に関しても御存じということによろしいですか。

○環境部長（田口茂夫君） 私どもが承知している内容につきましては、衛生組合の議会の中で7団体から出されたということと、東京都並びに国に出されたという内容は承知しておりますが、具体的な個々細かな内容につきましては、ちょっと承知していないという状況です。

○21番（床鍋義博君） 具体的な内容については知らないということなので、少しお話をさせていただこうかなと思えますけれども、その前に1点確認ですけれども、東京都と国から、この件に関して4団体の中で何かお話というんですか、こういう意見書が来ましたよぐらいな話があったのかなと思うんですけれども、それ以外で何かあったりとかということはあるのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 私どもが聞いている中身としましては、東京都さんから衛生組合のほうに連携ということも含めてですが、こういったものが出たということと、現在の状況を少しお話をさせていただきたいということで、衛生組合のほうがお話をしたというふうには伺っております。また、小平市、武蔵村山市並びに東大和市においては、直接電話等のお問い合わせはないという状況です。

○21番（床鍋義博君） では、意見書の内容、これ全部やるとすごく時間が全然足りないので、少し幾つか取り上げてお話をさせていただきます。

まず一番最初に訴えていることは、適切な協議会の場がないというふうに述べています。先ほど来、協議会について述べていますけれども、協議会がつくられたけれども、内容は一方的に説明されているか、もしくは答えが出ない、質問に対して答えが出ない。初めから、結論ありきで議論がうまくかみ合っていない。今まさに議論されているところですが、そういった住民の理解を得る努力していると市は言っております。言っておりますけれども、住民からすると、その協議の場すらないと。場はあるけれども、実質はなければ協議の場がないということと、ほぼ同じだと思うんですけれども、これに関して、先ほど丁寧に説明していくとい

うことでの理解でよろしいんですか。だから、次の協議会でそもそも論は、もうやめるということに関しては、もちろん発言した本人ではないので、撤回というわけにはいかないかもしれませんが、そのように東大和市として、しっかりと住民の方の同意を得られるようなことを進めていくと、そういったことをされていくのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 丁寧な説明というふうには、私が先ほど申し上げたわけですが、丁寧な説明というのは、協議会の中で代表で出席されている方々に説明するのも当然のことではあります。私どもといたしましては、必ずしも協議会のときだけに対応しているわけではございません。過去から、他の地域住民の方がお一人であっても、やはりいろいろな不安ですとか、あとは今後の動向という形の中で計画の状況がわからない、そういったものについても、対応は時間をとった中できちんとさせていただいているつもりでございます。したがって、丁寧な説明というのは私どもは別に協議会だけに限定したものではありませんので、そのところでの解釈で今後も継続して対応はしていくというところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） もちろん協議会だけで参加されている方が住民だけではないので、もちろん全体に対して丁寧な説明をされていくということを確認できましたので、この件はいいです。

次に、この意見書に関して述べられているのは、廃プラ処理施設を設置して運営する場合のコストは適正か、不明瞭であると述べています。私も何度か一般質問で取り上げて、何度かというコストの問題ですよ。この問題、さっき17回と言いましたけれども、多分16回だと思うんですけども、多額の費用がかかる施設を建設するコストと、維持管理するコストを明確にしなければ、予算を決める際にも、これは判断できないので、それを出してほしいと何度かお願いをしてきました。しかしながら、いまだにその数値的なものというものは示されておりません。私のほうで独自に試算したことも過去にありました。また、それに関しても全然違うよとか、この部分は合っているよとかという指摘もないので、ここが間違っているというふうに言っていただければ、どの辺が間違っているのかなど、もう一度聞けるんですけども、それすら言っていただけないので、要はコストに関して判断する材料が全くない状況です。

多額の税金を投入する事業でありますし、コストというのは非常に重要な要因で、それを住民が聞きたいというのは当然の権利なんですよ。なぜならば、お金を出すのは基本的に住民、またこれから市債を発行することになれば、現在子供たちが将来それを担う可能性が非常に高いわけですよ。それに対して、住民の方たちが一体これは幾らかかって、維持管理費どうなのというのは、誰しもが聞きたい、協議会にかかわらず誰しもが聞きたいところだと思うんですよ。それに関しては、行政は説明責任が絶対あるはずなんですよ。それに関して、いまだに協議会でも示されないし、我々にも示されない、これはどういうことなんでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） コスト比較の件でございますが、コスト比較については私どもも提示をするべきだという認識は当然持っております。ただ、前になりますと、住民の方にもちょっとお話をさせていただいたんですが、現行の民間委託、それと今進めております計画のものとの比較というのが、あくまでも数字だけは出すことはできますが、中身の問題といたしまして、やはり現状の民間委託の状況、そちらも当然影響はされます。私どもが今計画を進めようとしております資源物処理施設、こちらにつきましては、特に環境面には一番最大限配慮するという形の中で進めようと考えておりますので、昨年まとめました基本構想、こちらも当然あるべき施設の姿というのは、今後の話の中で住民の方たちの御意見が反映できるものについては反映をして、修正を加える必要性はあるというふうには認識しております。したがって、現在の東大和市が民間委

託をした中で、処理している現状の民間委託を今年度に入りまして、協議会の皆さんと参加可能な方と一緒に施設見学ができました。ですから、そういった現状を今までは見ない中で私どもも出すのは、やはり数字がひとり歩きをするというところで懸念をしていたところでございますので、今後コストについては当然に提示はしていくべきものというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） コスト提示はしていただけるということなので待っております。

それで、1つだけちょっと確認なんですけれども、今数字がひとり歩きしてはだめなんで、内容まで見なきゃいけない。その後に、環境面の話をされていたんですけど、今話の流れで聞くと何か民間は環境対策は不十分だということなんですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 民間企業が不十分だという認識で申し上げたわけではなく、現在の東大和市が委託をしている処理先については、VOC対策、具体的に申し上げますと、そちらの対策は講じていない。ただ、私どもが現在計画を進めているものについては、特にVOCを初めとする環境面に不十分配慮するという、そこが大きく違うという、そういった意味でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） わかりました。

5月の臨時会で給食センターに対する交付金がおりるんですね。足りない分の補正予算を決めました。今後数年間はあらゆる建築工事が高騰し続けるというふうに予想されております。また、国の財政の締めつけが厳しくなる傾向が出てきています。先日の日経新聞の電子版に、ペットボトル店頭回収しやすく、運搬規制緩和へという記事がありました。ちょっと抜粋して少し読まさせていただきます。

政府は小売店が使用済みのペットボトルを店頭で回収し、リサイクルしやすいよう規制の緩和を検討する。産業廃棄物とされる使用済みペットボトルの運搬には、廃棄物収集運搬業の許可が原則として必要だが、都道府県に申請すれば一般の運搬業者でも運べるようにし、回収にかかるコストを抑える。2015年度中にも実施し、民間でのリサイクル拡大を促す。使用済みペットボトルの運搬は、廃棄物処理法に基づく許可を都道府県から受ける必要がある。環境省は、この許可がなくても簡単な手続で運搬を認めるため基準を検討する。今秋までに中央環境審議会で具体策を詰める。

店頭でペットボトルを回収し、リサイクルするスーパーは多い。現在は、ペットボトルの運搬だけに余分な費用がかかっており「積載効率が悪いので、売却費用を運搬費用が上回る」などの規制緩和への要望が強かった。店舗に商品を納入したトラックが帰りにペットボトルを積んでいけば、物流コストを抑えることで、効率的なリサイクルにつながるというような記事がありました。

簡単に言えば、廃棄物として運搬業の許可を得ている業者のコストは非常に高いので、規制緩和をして選択肢を広げようと、そういうことです。民間の搬入業者に回収を任せてしまうということの趣旨だと思うんですけども、国の方針が民間を利用する方向にかじ取りをしてきているのではないかなど。国が規制緩和をするときに、必ず業界からの圧力が強い場合があるんですけども、昨日も中野議員の一般質問でリサイクルの問題が取り上げられまして、市長は企業が一定の社会責任を負うというCSRの考え方というものを、非常に重視しているという発言がありました。私も、これに賛同します。この企業の社会的責任ですね、例えばごみの問題で言えば、生産者や流通業者というものは製造・流通に便利な小さいペットボトルを選択したわけですよ、売れるから。しかしながら、その容器がごみとして処理されることを地方自治体へ丸投げしている状況です。

廃掃法で言えば、しょうがないのですけれども、そういったことを今度はCSRに基づいてみずから処理をせよという方向に国が動き出したということだと思います。

確かに、容器リサイクル法の精神はもともと拡大生産者責任を問うというもとの始まりまして、今それに基づきまして運用されているわけですが、まだまだこの間に地方自治体や容器リサイクル協会などが入って、企業の直接的な責任というのは薄いものとなってしまっています、現状は、制度上そういうふうな欠陥があるというふうには私は思います。

かねてより、私はこの拡大生産者責任と流通業者の責任を問えと繰り返し主張しておりますし、市長もこの拡大生産者責任に関しては、私と意見が同じであると何度か、この議会での答弁でお聞かせいただきました。業界が動き出して、国が規制を緩和したというものは、これまさに拡大生産者責任が本格的に、国ももう財政大変なんで、もう民間業者にやってくれよと。民間業者も今までは無視していたわけじゃないけど、そういう社会的な責任という意識が薄かったために、余り取り組んでこなかったことが、そういったことでは企業としての使命が果たせない。消費者のほうからそっぽを向かれてしまうと。そういった状況になりつつあって、やろうかというふうになんて来ていると思います。これを、今せつかくそういう流れがやっとならんと、ここで公設で施設をつくってしまうと、一旦つくってしまうと少なくとも30年ぐらいいは、世の中が変わったとしても臨機応変に対応できないと思うんですよ。そういうリサイクルを取り巻く環境というのは、もう法律を、容器リサイクル法を施行したときから、もう大分変わっているんですね。それから変わっていて、社会のそういったニーズっていうんですかね、そういったことも変わってくる。私たち消費者もそうですけれども、環境によいものを使おうとやって、そういう意識もやっぱり変わってくるんですよ。そういったことを30年間、これから変わらないというふうに、誰も言えないじゃないですか。そういったときに、臨機応変に対応できる姿勢こそが今行政に求められているというふうには思うんですけれども、この点について市の見解を伺いたいと思います。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員からお話がありました東京都の持続可能な資源利用に向けた取り組み方針という中で、今お話のあったような東京都の方針が述べられているというのは、私どもも承知しております。また、市といたしましても、拡大生産者責任というものにつきましても、大変こちらの方向に進むということが必要だということから、従前から東京都市長会を通じまして、東京都並びに国のほうにもお話をさせていただいている、要望はさせていただいているという状況ではございます。しかしながら、今議員からお話がありましたように、30年間というふうなお話もございましたが、すぐにはこの容器包装リサイクルがされている、こういった廃棄物につきましても、行政関与が全てゼロになるかということに関しましては、なかなか難しいと。方向性としては、決して間違っているというふうには思っておりませんが、ただそういった意味だけではなく、当面5年、10年先においても、こういった廃棄物は日々排出されるものを適切に処理をしなければならないということが、我々の責務でございます。そういったところで、当然法律等が変更がされてくれば、それに対処に関するものに関しましては協議をし、また議論をし、どういった形で進めていくかということが必要だとは思っておりますけれども、現在の中では現在のこの法律並びに現在の運営の中で適切に処理していく必要性があるということから、現在の方向を導き出しているということと御理解をいただければというふうには思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） やはり、30年以上のスパンはやっぱり長いですよ。それまでに、社会的環境、拡大生

産者責任は進むというふうには私は思います。もちろん、その方向に行くというのは認識は正しいというふうには、多分認識は合っているのかもしれないですけども、そのスピード感ですよ。それが、仮に部長がおっしゃるように、そんなにすぐは進まない、行政の関与がゼロになる。もちろん、行政の関与がゼロになるというふうには言ってないです。少しずつですけども、行政の関与が減っていく。今現在でも、実際にペットボトルを店に持ち込む方すごく多くなってきています。それが、非常にまだ全体の量からすれば間違いなく少ないですよ。それがあから、すぐこういうふうにつくるんだという話にはならないで、そこを徹底的に進めるわけですよ。要は、今までだと行政がそういうふうにしたとしても、一般企業は乗ってこなかったんですよ。でも、今は一般企業もやっと動き出してきているところなわけですよ。そうすると、そういったルートが民間でできつつあるところに、安定的に処理できる公設のものをつくってしまったがために、そういったところがうまく動かなくなってしまう、回らなくなってしまうということになってしまうと、またせつかくやり出したところに水をかけてしまうことにならないかという、そういう心配なことを私は言っているの、できるだけ行政はコストをかけずに、いろいろな廃棄物に限らず、いろんな運営をしていく必要があると思います。

廃棄物に関しては、今までは廃掃法のもとで地方自治体の責務だというふうになってきたのですが、資源と捉えれば、そういったところから外れるのかなど。そういったことも含めて、長期的な展望に立ちながら、今現在何をすべきかということを考えていってほしいなと思います。これは要望ですので、御答弁は結構です。

次の質問に入りたいと思います。

次、平和事業についての質問をさせていただきます。

桜が丘の都立南公園にあります旧日立変電所ですね、戦災建造物として西の原爆ドーム、東の変電所として教科書にも掲載されているほど重要な施設となっております。先人たちの保護活動によりまして、このような歴史的価値のある建造物が保存されてきたこと。また、東大和市が文化財として、これを後世に伝えるために、しっかりと保存活動をされていることに関しては、高い評価をさせていただきます。

さて、この変電所ですけども、幾ら当時頑丈につくったとは言え、コンクリート造りでありますので、風雨ですね、特に酸性雨に長期間さらされますと老朽化していくものであります。現在この市の保存修復計画は、どのようになっているのでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 変電所の修繕計画についてでございますが、東大和市で平成7年に指定文化財に指定したときに、当時金額で約7,900万円工事費をかけて修復等をいたしました。私どもとしては、あの変電所を文化財として未永く今の姿のまま、あのままに後世に伝えていくと。そういうものが、私どもの使命だというふうには思っております。今議員のお話しございましたとおり、やはり酸性雨であり、中の鉄柱というのでしょうか、そういうものが朽ちていくというのが自然の法則で、もうそれはしょうがないことなんです、それをいかに食いとめるかというのが、私ども今後の一番大事な業務だと思っております。

そういう中で、実施計画の中では屋上の雨水対策、これをまず一番先にやらなければいけないというふうには考えまして、のせさせていただいている状況ではございます。ただ、それだけでは足りないというふうには思っております。やはり補強の部分についても、今後やっていく必要があるだろうというふうには思っております。変電所につきましては、外側に修繕といいますか、今のありのままの姿を残していくわけですから、外側になかなか大きな施工といいますか、できないものですから、やっぱり中側を頑強にしていかなければならないと、そういうふうには思っています。ですので、今年度市長答弁にもございましたとおり、私どもの所管で文化財

専門委員の方々もいらっしゃいます。そういう方々にお話を聞いたり、それから平成7年のときに工事をした業者にもお話を聞いて、どういことをすれば変電所が後世に伝えていけるのか、その辺のことをお話を伺いながら何が必要なのか、方向性を出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 先ほど、最初に7,900万円ほどかかったということで、今後恒常的に費用は出ていくというふうに思います。先ほど述べましたように、西の原爆ドーム、東の変電所と言われるほどの文化財であれば、東京都による文化財の指定を受けたり、そういったことが可能なのかなというふうに思うのですが、東京都による文化財指定の条件というものは何かありますでしょうか。

○社会教育課長(村上敏彰君) 文化財指定の基準でございますが、国の登録文化財の指定基準はおおむね50年を経過した建造物との基準でございます。東京都も大枠は、それに倣っていると思います。そういった点では、変電所は70年を超えていますので、その基準は該当するのかなと、このように考えてございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 私も国の登録文化財のことを調べましたが、50年たっていると、これで資格はあるんだなと思って、ちょっと喜んだんですけども、逆にこの指定されることでメリットはかなりあると思うんですけども、そのメリットと、むしろデメリットあるかもしれないんですけども、そういったことに関しては、どのように検討されているのでしょうか。

○社会教育課長(村上敏彰君) 仮に、東京都の文化財指定となった場合は、東京都の媒体を通じてPR等が可能となると思いますので、より多くの方に変電所の存在をアピールすることができると考えてございます。

また、文化財の保存、活用等につきましても、東京都文化財保存事業費補助金交付要綱に基づきまして、補助制度がございます。具体的には、建物の場合は修理工事や管理工事、防災工事などに対しまして、補助対象経費の50%が交付される仕組みでございます。

また、指定された場合のデメリットでございますが、都の文化財指定となっても、所有者は市のままで、これまで行っておりますような平和市民のつどいなどでの内部の公開、こういったことにも対応できるのではないかなと、このように考えてございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 非常にメリットに比べて、デメリットが少ないので、ぜひそういった形で進めてほしいなと思うんですけども、いろいろ調べていると東京都の文化財のうち、建物に関しては、やっぱり寺社仏閣が多くて、古い建物が多くて、一番直近だと大正時代に建設された旧府中町役場、庁舎などがありました。しかしながら、国の登録文化財ということで広く見ていくと、たしか東京タワーなんかもそういったことに指定されていたのかなと思いますし、戦後のものでも50年たつと、そういった価値がある、後世に残すために価値があるものは、指定されるんだなというふうに思いましたので、ぜひ積極的な働きかけをしてほしいのと、もちろんこれを行うためには、機運というのも大事だと思うので、特にことしは戦後70年という節目でもあります。全国的にも、さまざまなイベントが開催されるというふうに報道とかされております。文字どおり、市民と一緒に後押ししたいと思いますか、協働でこの変電所が例えば文化財に指定される、されないにかかわらず、あれが東大和市にあるんだということを積極的にアピールすることで、平和への祈念というんですか、そういったことも進んでいくし、観光と言っては何ですけれども、そういったことを中心として、足を運んでくれる方が東大和市に1人でも多くなればいいかなというふうに思いますので、そういったことも含めて、全体

の公園というものの考え方を、名称はそういった平和的なものがついたほうがいいのかなど、これはまた東京都の公園ですから少し難しいのかもしれませんが、そういった特徴のある——公園と言ってしまうと、何かどこも公園なので、そういう特定の目的と言ったらおかしいですけれども、そこに何があるという予想されるような名称、ネーミングもすごく大事だと思うんですね。そういったことの変更も含めて、具体的に提案してほしいなというふうに思います。これは答弁は結構です。

2番目の戦没者追悼式についてですけれども、これ毎年10月に行われておりますけれども、この日程というものは、何か特別な意味があつて決められたのでしょうか。それと、あと場所について何か特別な住民の方の思いというんですか、そういったものがあつて決められたのか、その2点をお伺いします。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在市のほうで主催して行っております戦没者追悼式でございますが、10月に毎年開催をさせていただいておりますが、なぜ10月にしたかというのは、大変申しわけございませんが、今現時点ではもう資料が残っておりませんので、相当10月からやっているというようなことでは、引き継いでおりますけれども、なぜ10月なのかということは、現時点ではわかっておりません。実際に市の主催で行い始めたのは、昭和58年から市の主催で行っているものでございます。

それから、現在のあそこの地に慰霊塔を建てた経緯でございますけれども、これも正式に私どものほうに資料が残っているということではないんですけれども、以前の遺族会の会長の方とか、古くからの市の職員などからの話を聞いたところといたしまして、昔あそこのところに日月神社というものがありましたことから、戦没者のみたまが眠るには、当時の町ですね、一望できる場所が一番適しているというようなことで、あそこに決まったということで、引き継いでいるといったような状況でございます。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

---

午前10時41分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） 御答弁ありがとうございました。よくわかりました。

日程に関しては資料がないということで、場所については東大和市を一望できるということで、確かに亡くなられた方にとっては、すごくいいのかなというふうには思いますけれども、私がなぜ今この質問をしたかといいますと、毎年この追悼式に参列させていただいて感じたことなんですけれども、御遺族の方、御高齢になってきておまして、急で長い階段があります。それ以外でアクセスが余りできないので、それをすごく上りおりする際に非常に御苦労されている——両脇抱えられて御苦労されているということを見て、なぜこの場所なのかなというふうに思ったわけなんです。

これから、もっともっと高齢化が進んで、御遺族の方が高齢となる中で、あの長い階段を上りおりするの是非常に大変なのではないかなというふうに感じました。あの場所でなければ不都合があるのかなということで、質問したわけですが、もちろん亡くなられた方から見るものと、参列する側から見たものでは、ちょっと違うかなと思ひまして、できればそういったことを考えていただければなというふうに今後思っております。

もう一つ思ったのが、今年度の予算審議の際に追悼式のテントのレンタルの設置費用が、例年の1.5倍となっていて、私それ質問したら、内容に関しては余り何も変わってないけれども、高台に設置することもあつて

業者が大変であるみたいな感じだったので、そういうんだったら逆にそこにわざわざやらなくてもいいんじゃないかなということをおもいました。これが、あくまでも提案ベースなんですけれども、高台ではなく、こういった平地で行い、もちろん慰霊碑を移設するには、そのときはすごくお金かかるかもしれないんですけれども、先ほど公園整備という話をさせていただきました。どうせ平地というふうに考えているならば、その候補の一つとして戦災建造物がある都立南公園のところならば、現在行われている変電所で平和事業が行われているわけなんですけれども、戦没者を追悼するという意味では、また平和を願うという思いが同じであれば一緒にやることによって、また平和の祈念の公園整備ということができるのではないかなというふうに考えました。もちろん、越えなきゃいけないハードル結構あると思うんですけれども、そういったことで今まで議論になったことというんですか、そういう話が出たことってというのは、全く一切なかったんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず、戦没者追悼式の場所を高齢者の方がふえてきて、非常にあそこの階段を上るのが大変であるというようにお話は、以前からほかの議員さんから、さまざまな委員会等の場でお話はいただいてきた経過がございます。確かに平地——平たいところでやったほうがいいんじゃないかということで、これまでも例えば中央公民館とか、奈良橋の市民センターというようにことでの話もいただいたりもしておりますけれども、やはりあそこの場所で行いたいというようにことで、これまで遺族会の方々ともお話し合いをさせていただいたりした中では、そういった経過がございますので、場所につきましては、やはり今の現在では、あそこの場所で行うというようにことで、私どもは考えておまして、今後やはり引き続き遺族会の方から、そういったお話があれば、また開催場所については検討していくようなのかなというふうには考えております。

それから、慰霊塔の場所についてでございますけれども、やはりそれも遺族会の皆様を初め、当時の亡くなられた方々の多くの関係者の方々、御遺族などの思いが込められたところでございますので、そういった長い間の歴史なども鑑みまして、先人の方々が非常に思いを込めた、あそこの場所にあることが最もふさわしいというふうには考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） もちろん、遺族の方の意思というんですかね、そういったことを一番尊重しなければいけないのは確かでございます。それを、無理やりどこかに移設しろとか、そういったことはないんですけれども、実際に上りおられる方の御苦労を見ていると、大変だなというふうに思ったのが、この質問をしたきっかけでございますので、もちろん御遺族の方から、そういった話が出てきた場合には、御検討していただければなと思っております。

3番目のふるさと納税の活用については、以前他の議員も同じような質問をしておりましたので、詳しくは述べませんが、今現在東大和市でふるさと納税のこの制度ができてから、かなりどちらかというと恐らく東京都であるので、地方出身者が多いことを考えると収支がマイナスになっているのではないかなと、前に質問したときに200万円ほど、たしかマイナスになっているという御答弁があったと思います。やはり、各地方が海産物であるとか、山海の珍味を並べて、こちらのほうにふるさと納税していただければお得ですよとやられると、なかなか勝てないなというふうに思うんですけれども、これも他の議員も言っていたんですけれども、やっぱり平和ということを旗印にして、そういう戦災建造物を保存するため、皆さんのお気持ちを、こちらのほうでふるさと納税として活用してほしいということを前面に押し出せば、意識の高い方というんですかね、そういったところには響くんじゃないかなというふうに思うのですが、そういったことを検討されてい

っしやらないでしょうか。

○**企画財政部参事（田代雄己君）** ふるさと納税の関係でございますけれども、平和事業、あるいは変電所を題材にということだと思いますけれども、現在のところは、まずはふるさと納税、制度そのものは納税制度、地域で住民サービスを受ける方々が本来納税するべきですけれども、他の市町村に寄附という形でお金を移すというか、地方の振興につながるとは十分理解しているところですが、その税の根幹にかかわるような疑問が持たれるような制度でございますので、まずその辺を整理する必要があるかと思っております。

また、特定の寄附を募る場合には、それだけの目的をきちんと持つ、あるいは変電所の場合ですと保存方針を持つということが大事でないかと思っておりますので、現在のところ研究をしているような状況でございますので、引き続き研究をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** ことは、先ほども述べましたけれども、戦後70年という節目の年でございますので、検討しているということで、できるだけ節目の年に、そういったことを計画をされると、すごくタイミング的に合うのかなと思っておりますので、ぜひ早目の検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。

3番目の空き家対策についてですけれども、この空き家対策については、昨日他の議員も質問しております、重複する質問は割愛をして、その中で何点かだけ確認をさせていただきたいというふうに思います。

昨日の御答弁の中で、すぐに倒壊の危険があるような特定空き家はゼロという御答弁でした。その点は、非常に安心なんですけれども、それ以外の空き家、例えば所有者がわかっていて、ちゃんと管理もそこそこされて、倒壊の危険はないけれども、住んでいないといったような空き家についての現状というのが把握されているでしょうか。

○**総務部参事（鈴木俊雄君）** 空き家につきましては、市民の方からの情報提供というのが非常に大きなウエートを占めるわけでございます。防災安全課におきましても、担当者が防災関係の職員、少ない人数でやっておりますので、なかなか全市域を把握するのは非常に困難でございますが、市民の方からの情報提供によりまして、現状把握ということに努めてございます。こちらにつきましては、空き家等含めまして、雑草の除去についての情報提供というのが大体年間に50件ぐらいございます。このうち、空き家については昨年におきましては19件の状況がございました。そちらにつきましては、市のほうでも対応いたしまして、所有者確認をしまして、適正に管理していただくように対応したところでございます。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** 昨年19件あって、適切に管理していくように指導があったというのは、非常に適切だなというふうに評価をさせていただきます。上物があることによって、固定資産税というものが土地の固定資産税が安くなる、6分の1ぐらいに確かなと思うんですけれども、そういったこともあって、要は余り活用されてないと市にとって非常に税収も減りますし、結局周りの人に倒壊の危険はないけれども、治安の面とか、そういった面で不安があるということは、これは事実であります。世田谷区の対策について調べますと、世田谷区では単に空き家を放置家屋として処理するのではなく、積極的に活用しているということをやっているようです。空き家等でオーナー、または地域活動団体——NPOとかでしょうね、地域貢献活用企画を募集して、その活用事例をモデルとして選定し、今後の世田谷区における空き家等の地域貢献活用の普及促進を目指し、モデル候補として選ばれると1モデル当たり最大200万円の助成を受けられる。助成金は企画を実現する

ための初期整備費用として、また空き家等の改修工事、備品購入に使うことができるとありまして、この地域コミュニティの再生の一部として空き家を積極的に活用しようというふうにしております。

東大和市としては、当然地域コミュニティの再生というのは、もちろん東大和市に限らず各地方自治体の課題ではあると思いますが、そのあたり今後の計画として空き家対策と連携して考慮するという、そういったことは考えられているのでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 今議員さんおっしゃられました世田谷区の事例等ございますが、空き家の活用方法でございますが、個人の住宅の構造や安全性の面から、どのような用途に対応できるのかということも検討も必要でありますので、今後調査研究してまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） こういった対策をやることによって、コミュニティ再生もそうですけども、やはり人の住んでないところなくなるということが、非常にまちの安全に資するということにもなりますので、ぜひそういったことも考慮に入れながら、施策を練って行ってほしいなというふうに思います。

この空き家対策ですけども、早急にやらなければならない理由としては、相続の問題があります。一旦相続開始しますと、空き家の場合、相続人が必ずしも東大和市に住んでいるということがない可能性が非常に高いので、それを探し出して連絡をとったりするのは大変な作業だというふうに思います。もちろん法律が施行されて、これからの施策だと思いますけれども、早目に空き家を特定して、それを対策をするために、皆様働きやすいような法整備や情報が必要であれば、もう議員として協力をしたいと思っておりますし、空き家対策を早くすることで得られる税もふえていくといったこともあります。有効活用することで、何も生まない空き家がビジネスチャンスになったりもしますし、治安の面からも人が住んでない家屋が少ないほうがよりよいというふうに思いますので、この点からも早急な対応を求めていきたいと思っております。次の質問に移らせていただきます。

4番目の産業振興対策についてですけども、先ほどさまざまな対策をやるようなので、非常に期待をしております。今年度から実施する7月ですかね、実施する創業支援事業の内容について、詳しく教えてくださいますでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 創業支援事業につきましては、市と中小企業大学校東京校、東大和市商工会の3者で連携して取り組むことによって、市内で新たな創業者を生み出して、市内産業の新陳代謝を促して、市内の商店街や地域の活性化を目指すものでございます。この事業につきましては、経済産業省と総務省により地域における創業の促進を目的として、創業支援事業計画の認定を受けた事業でございます。具体的には、創業希望者に対しましての窓口相談、創業者の創業塾の開催、創業できる場所などの紹介、創業してからの経営相談、支援を行います。27年度から3カ年で行う予定でございます。これらの事業のうち、本年7月から東大和市創業塾を開校いたします。中小企業大学校東京校のビジネストにおいて、全4回のカリキュラムで実施するものでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） この創業塾のポスターというんですかね、チラシを見ましたけども、キャッチコピーは「ヤマトDE発進!!」となっております、これすごくキャッチはいいなと思いました。これは、聞くとところによると、ビジネスト、中小企業大学校のほうで考えたのではなくて、こちらのほうで考えたということで、すごくいいなというふうに思うんですけども、次に中身ですよ。次の質問にも関連するんですけども、

も、中小企業大学校と連携して行くということですが、その中で東大和市の役割としては、こういったものがあるのでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 東大和市の役割でございますが、創業塾の中で相談業務、それから経営相談、それから支援事業等行うことが予定されております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 5月半ばにビジネストという、新しく創業支援するプログラムですね、そういったことを行う団体のオープニングパーティーがありまして、私もこれに参加をしてきました。セミナーとパーティーには100名ほどの参加者が集まって、その中には大手企業の事業部長であるとか、中小企業の多摩地域で広く東大和だけではなくて、多摩地域から多くの社長なども来ておりまして、積極的に情報交換をしていたんですね。しかしながら、市の関係者は誰も参加をしていなかったんですよ。これは、何でそうなっちゃうのかなと思うんですけども、それは情報自体が来ていなかったのか、それとも情報は着いたけれども、ちょっとさまざまな理由で行けなかったのか、そちらはどちらでしょう。

○市民部長（広沢光政君） 5月15日のビジネストのオープンパーティーの件でございます。

これは、たしかオープニングパーティー、これ2回目ということだというふうに関心しています。当日、今議員のほうからお話がありましたように、企業創業の分野で活躍されている方々、こういった方々をゲストスピーカーに招いた上で、ビジネストの施設ですとか、支援プログラム、こういったものを御紹介されたというふうには聞いてございます。この2回目のオープニングセレモニー、今議員のほうからお話があったんですが、市のほうにつきましては、案内状等がなかったということでございます。これは、そういった事業内容、施設について、市は先立ちましては、3月3日に第1回目のオープニングセレモニーがございましたので、恐らく中小企業大学校のほうでは、そういったことでもう既に説明を受けているということで、御案内がなかったのかなというふうにご検討いただいております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） もちろんオープニングパーティー2回目ということだったんですけども、3月3日に来た、いらっしゃった方と全然メンツというんですか、来る人が全然違うわけですね。100名ほどの企業関係の方、またこれから創業しようとする方がいらっしゃっているわけなので、そこで新たなネットワークをつくり、いろんな人をそこで紹介するというのも、私は市の役割の一つだなというふうに思うんです。もちろん案内状が来てないからということですが、もちろんこれ私にも案内状は来てなくて、私はなぜそれに参加したかという、このビジネストの動きとかというものを、ホームページを見たり、またフェイスブックのページもあります。そういったところで、直接連絡をして、これは行けるのかとか、そういうことをやって、みずからコンタクトをとって積極的に参加をしていきます。まだ、中小企業大学校のほうも、どこにどういった案内状を出したらいいのかというのも、まだ話を聞くとそんなにわかってない。今回、案内状を出したんですかという話をしたら、そんなに聞いてないみたいなんです。なので、せっかくいいチャンスなので、市がやっぱり積極的にコンタクトをとりながら、今月の予定を全部出してくれと。この中で東大和市が行けるものは、どれがあるんだというような形で、積極的に関与してほしいなと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 今回の件のみならず、今議員のほうにお話しありましたように、各分野の方々と交流を図って、情報交換を行うということにつきましては、市にとっても大きな資源となりますので、機会があ

るごとに、できるだけ参加をしていくというようなスタンスで考えてまいりたいというふうに思っております。  
以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 私も、そのビジネストの担当者に話を聞くと、東大和市に対して、すごい期待をしているようです。どういった期待をしているかという、やはり地元の商工業者や農業者、また金融機関、また市内で活動するNPOとか、福祉関連団体と、そういったものの情報はやっぱり市が持っているのではないかと。また、そういったことを、そういった方々と、これから起業する方、または大企業とか、もう既に企業経営されている方とか、新しいビジネスを生むときに、ハブ的な役割になってほしいということを、すごく強く言われました。市は、もちろん先ほど経営の相談とかと言いましたが、経営の相談は市は多分余りできないと思うんですよ。一番市ができることは、やはりほかのところと結びつけてあげると、そういうことが一番重要なのではないかなと。それこそが求められていることなのではないかなというふうに思うんですね。

もちろん、毎年創業塾をやっていくことによって、市がそこに関与することによって、市のノウハウがだんだんたまってきます。最初はできなくても、どんどんそれを繰り返すことによって、市の相談業務というのも充実してくると思うんですよ。そのあたりを期待されているということなので、ぜひ積極的に情報をとりに行くようお願いをしたいというふうに思います。この辺は答弁は結構でございます。

次にお聞きするのは、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した女性向けの創業支援を行うということでしたけれども、これに関して詳しい内容を教えていただけますでしょうか。

○産業振興課長(乙幡正喜君) 今回、国の交付金を活用しまして、女性が子育てを続けながら仕事ができる環境や、地域への女性の進出を図るために、女性を対象にした創業塾を行うものでございます。子育て中の女性も参加しやすいように、平日の昼間に開催させていただいて、一時保育施設を設けて小さなお子様がいられる方も参加できるような形で考えております。女性創業塾は5回開催し、講座は女性が創業しやすい内容としていきたいと考えております。開催の時期につきましては、ことしの秋以降を予定してございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 女性の活躍というものは、非常に期待されているところだと思いますので、すごく施策に関しては期待をしているところでもありますけれども、これを周知する方法、宣伝はどのように考えておりますでしょうか。

○産業振興課長(乙幡正喜君) 市の——あちらからチラシ等がございます。ホームページ、市報等で案内チラシ等を産業振興課の窓口等で配布して、積極的にPRしていきたいと思っております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 対象が今度女性のため、特にお子さんがいる女性のためということであれば、これやはり今までどおりの周知方法プラスアルファで、そういった方々が集まる場所ですよね、そういったところにもパンフレット等配布したほうが良いと思うんですけども、例えば図書館であるとか、保健所であるとか、市が管轄するところで、そういった女性がたくさんいらっしゃる場所というのはあると思うんですよね。そういったところに置かなければ、効果的な周知ってなかなかできないのかなというふうに思います。新しい試みであるので、手探りだというふうに思うので、逆に言えば広報の仕方も、広報の仕方イコール市のホームページ、市報、公民館とかという形に縛られないで、その対象ごとに、今回のこのイベントに関しては、こういうような人が来そうだから、ここの場所に置くとかという考えを持って宣伝をしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 先ほど創業支援塾、7月からの開校の創業支援塾のポスター、お褒めの言葉をいただきました。あちらにつきましても、キャッチコピーは市の職員がつくったということでございます。今回の女性創業塾、こちらは今議員がおっしゃるとおり、初めてのセミナーでございまして、女性を対象という形になっておりますので、お話がありましたように、まず女性のそういった集まる場所と申しますか、そういった施設等ももちろんでございますけれども、先ほどの創業塾のポスターと同じように、何かキャッチができるようなものを、市の職員のほうで考えまして、周知のほうを図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 非常にいいポスターだと思います。「ヤマトDE発進!!」という、私たちの世代はすごく響くものがありますので、今度お母さんたちに対して、どういったキャッチがいいのかと、これ楽しみながら考えることもビジネスの一つだと思うんですね。だから、仕事を楽しくやるということも、非常に重要なことというふうに思いますので、ぜひそのように推進して行ってほしいなと思います。

先ほど、農産物直売マップについて御答弁がありましたので、そのことについて少しお聞きしますが、この件は前にも質問させていただいたと思うんですけども、今回掲載内容を更新するという話でしたけれども、前のものとどういふふう違った更新内容になっているのでしょうか。従来と同じなのか、それともこの辺はちょっと変えますよということがあれば教えてください。

○市民部長（広沢光政君） 農産物直売所マップでございますけれども、当初考えておりますのは、1回目、今配布しておりますものを発行してから、かなり年数たっているということで、直売所自体も数がかなり変わってきております。新規の直売所がふえてきているということもございまして、そういったところをちょっと更正しようということで、大げさに言うところリニューアルということではございません。そういったことを考えておりました。ただ、せっかく今回そういったことで改訂版をつくるということでございまして、もう一度内容的なものは見直していければなというふうには思っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 単なる場所を示すだけでは、なかなかそれこそキャッチーではないので、できるだけ農家さんの特徴を記載してほしいなと思うんですね。毎週木曜日に市役所のロビーで農産物いろいろ販売しております。私も、よく買うんですけども、実は同じ商品でも農家さんによって全然違うんですよ。もちろん、これ今ここで名前を言うわけにはいかないんで、宣伝になってしまうので言えないんですけども、樹木になったまま完熟させたトマト——樹木完熟トマトみたいなものがあるんですけども、これすごくおいしいんですよ。スーパーとかでは絶対買えないんですよ。なぜかという、流通があるのですごく腐りやすいんで、完熟させてしまうと流通している間にどこか打っちゃうと、すぐ腐っちゃう。なので、地元ならではでしか味わえないものって、話を聞くと実はもう皆さん近所の方は知っていて、出しちゃうとすぐなくなっちゃうらしいんですよ。だから、マップに書きちゃうと、またより大変になっちゃうのかもしれないんですけども、そういったものが東大和市にあるということを知らない人もかなり多いんですよ。

今トマトだけ話しましたが、トマト以外でも、その農家さんがこだわりを持ってつくっているものってあると思うんですよ。そういったことを捉えて、この人はこれがすごく自信がある、これがお勧めですよということがマップに書いてあると、やはり買いに行こうかなというふうに思うんですよ。そうすると、だんだん直売所で販売するものがふえれば、ほかに出さなく、農協困るかもしれないんですけども、ほかに出さなくても直接農家の収入の向上が図られると思いますので、ぜひせっかく改訂するんであれば、もうちょっと踏み込ん

で、そのあたりを考慮に入れてやってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） できるだけリニューアルして、すばらしいものをというふうには考えております。ただ、大きさ自体はキャバがこれは限りがございますので、それがまず第1点。

それと、あとポイントは各農家の方々に御協力をいただいて、了承得られるかということだと思います。ただ、アイデアとしては非常にそういったことは必要なというふうに考えてございますので、これから仕様等考えてまいる上で検討の一つとして上げていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、お願いをいたします。

次に、産業まつりを中小企業大学校を使ってされるということですが、初めての試みだと思うので、もちろん今詳しくはわからないとは思いますが、この辺に関して、今現状でどういった計画になっているのかと、わかっている範囲で教えていただければと思います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 産業まつりにつきましては、平成27年10月31日、11月1日に中小企業大学校の中庭、駐車場、交流室等をお借りいたしまして、開催する予定でございます。会場として、使用されることは中小企業大学校さんでもPRになるということで、非常に喜んでいただきまして、有意義であるとお話を承っております。内容につきましては、現在の規模よりも若干縮小するんじゃないかと思っております。キャパテーションでございますので、今よりも少し内容が変更になるんじゃないかと承っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 中小企業大学校はすばらしい施設ですので、私もすごく期待をしております。どのような形になるのか、成功をすごく期待をしておりますので、これを機に東大和市の住民の方が産業まつりに足を運ぶことによって、中小企業大学校の外から見ると何やっているかわからないようなところだったけども、こういう施設なのねというのがわかったりとか、あとそのときに創業塾であるとか、女性のための起業塾であるとか、そういったことも宣伝をして、ここに来ればビジネスチャンスが広がるんだなというものがわかると、市民の方もすごく東大和市にある中小企業大学校を活用していくと思うんですよ。やはり、中小企業大学校の担当者に聞くと、宣伝が結構困っているようで、どうやってやったら市民の方に知ってもらえるのかということも悩んでおります。産業まつりに限らず、これから市がどんどん関与して、いろんな市役所の施設を使って、さまざまなお祭りであるとか、集いとかありますけれども、そういったことも少し中小企業大学校を利用してできればなというふうに思っていますので、これからも密に情報をとりながら、関与度を深めていってほしいというふうに思っていて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 実川圭子君

○議長（関田正民君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、障害福祉についてお尋ねします。

この3月に、市は第3次東大和市障害者計画、第4期東大和市障害福祉計画をまとめました。昨年5月に告示された国による障害福祉計画に係る指針によると、主なポイントとして相談支援の提供体制の整備や、入院

や施設入所から在宅や地域で暮らすグループホームなど、地域生活への移行、そして一般就労への移行、地域生活支援の拠点づくりなどが上げられています。当市でも、就労支援室が2011年に始まり、少しずつ成果があらわれているのではないかと考えます。一方、特別支援学校などに通い訓練などを受けた子供たちが卒業後に行き場が少なく、せっかく身についた力が生かされなかったり、日々の悩みを打ち明けられないケースもあるようです。

そこで、特に相談に関する事業や（仮称）東大和市総合福祉センターでの事業について伺います。

①計画相談支援及び相談支援事業について、現状と課題など。

②（仮称）東大和市総合福祉センターについて、こちらは建設工事が始まっていますが、開設に向けた運営については、どのようになるのか、利用者である私たち市民には全く様子がわかりません。

そこで、ア、職員配置について。

イ、多目的集会室の利用について伺います。

また、ウ、周辺住民との関係については、周辺の住民の方への説明や住民の方からの要望などについて伺います。

そして、③福祉オンブズマンについては、さまざまな相談について、特に苦情処理など第三者の立場として対応できる福祉オンブズマンについて、市での状況を伺います。

次に、介護家族の支援について伺います。

①2014年12月に市内で起きた介護家族の方による殺害事件について、先月5月22日に判決が出て新聞にも大きく報道されました。この事件について、市はどのように検証したか伺います。

私は、この方の抱えていた問題を個人の問題として終わらせるのではなく、東大和市全体として同じように苦しんでいらっしゃる方がいると思ひ、対応していかなければならないと考えます。市の対応により、このように追い詰められることがなくなるように対策が必要だと考えます。

そこで、②介護家族の高齢化にどのように対応していくか。

③介護家族の方に対する具体的な支援について。

ア、相談体制について。

イ、介護についての情報提供やグループで話す機会の提供について伺います。

また、ウ、介護中の車の駐車については、介護している家族の方の車の乗りおりの間に、緊急に対処しなければならないことも生じてきます。特に、在宅介護をされている御家族の負担を減らすためにも、一時的に車をとめられるような仕組みがないか伺います。

3点目として、日本一子育てしやすいまちづくりについて伺います。

ことしの市長の施政方針で明らかにし、また今回の選挙の折には大きく市長の政策として掲げられた日本一子育てしやすいまちということに関して、私は本当によく言ってくれましたと評価し、本当によかったなと感謝しています。市民の方からも期待する声が非常に多く寄せられています。

そこで、①市長のイメージする子育てしやすいまちとは、どのようなまちなのか伺います。

また、日本一というには、相当な努力が必要ではないかと考えます。子育てをしやすいということは、子供連れで歩くときに、どういう対応があるとよいのか。これは、子育て支援だけの問題ではないと考えます。例えば道路をつくる時も、市役所の窓口対応するときも、全ての市の事業に関してどうなのか。子供の視点で、全ての事業を点検していただきたいがいかがでしょうか。

最後に、これまで私の一般質問の中でもたびたび取り上げさせていただいていますが、子育て世帯が元気が出るような施策として、プレーパークなど、子供の遊びや居場所の確保をするための施策について伺います。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については、自席にて行います。よろしくをお願いします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、計画相談支援及び相談支援事業の現状と課題についてであります。市では障害福祉サービス利用者に対して、平成26年度末までに介護保険のケアプランに相当するサービス等利用計画の作成に努めてまいりました。今後の課題としましては、サービス等を利用計画の未作成者について、早急に作成を行っていくこととしております。

次に、（仮称）東大和市総合福祉センターの職員配置についてであります。今後事業実施者側で採用等を行い、配置していく予定となっております。

次に、多目的集会室の利用についてであります。 （仮称）東大和市総合福祉センター基本設計では、障害者団体はもとより、地域の方も利用できる施設として、多目的集会室を設置する予定となっております。多目的集会室の使用方法等については、今後事業実施者と協議を進めてまいります。

次に、周辺の住民の方との関係についてであります。これまで（仮称）東大和市総合福祉センターの施設整備に当たりましては、近隣の住民の皆様の御理解、御協力をいただきまして、準備を進めてまいりました。現在工事施工者において、施設の新築工事を行っているところであります。

なお、工事の着工に際しましては、事前に近隣の住民に皆様に対しまして、工事説明会を開催させていただいたところであります。

次に、福祉オンブズマンについてであります。その役割といたしましては、福祉サービスの利用に際して、市民の皆様からの苦情相談や権利、利益の擁護、サービスの質の評価等を行うこととなっております。市では、これらに対応する相談、調整機関としまして、あんしん東大和を社会福祉協議会に設置し、福祉サービスの利用援助に努めております。

次に、平成26年12月に市内で起きた事件に係る検証についてであります。市ではまずこの事件で亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに哀悼の意を表します。5月下旬の新聞報道によりますと、東京地方裁判所立川支部で判決が出されておりますが、詳細については把握していないところでございます。

次に、介護家族の高齢化への対応についてであります。高齢者人口の増加に伴いまして、今後要介護高齢者の増加や、介護者自身も高齢化することで介護の負担が大きなものとなることから、介護者に対する支援は課題であると認識しております。高齢者が住みなれた地域の中で暮らしていくためには、必要に応じて適切に介護サービスを利用していただくとともに、地域で高齢者や介護者を支え、孤立させない環境づくりが必要であるとと考えております。

次に、相談体制についてであります。市では現在介護に関する相談を市、高齢者ほっと支援センター、高齢者見守りぼっくす、社会福祉協議会や介護サービス事業所等で実施しております。今後とも、相談支援体制の充実を図り、適切な支援につなげる仕組みを整備してまいりたいと考えております。

次に、介護の情報提供やグループで話す機会の提供についてであります。介護につきましては、市、高齢者ほっと支援センターや居宅介護支援事業所などにおきまして、介護保険制度、介護技術及び家族介護者のグ

ループ活動などの情報提供を行っております。また、現在市内には2つの家族介護者の会があり、活動状況の市報への掲載や活動場所の確保についての支援をしているところであります。

次に、介護中の車の駐車についてであります。警視庁に確認いたしましたところ、訪問介護事業者につきましては、警察署の許可を得た上であれば、介護の訪問先で駐車することが可能とのことであります。

なお、住民の方が介護中に駐車する車両につきましては、車両許可の扱いをしていないとのことであります。

次に、子育てしやすいまちについてであります。地域全体で子供や子育て世帯を支え、活気ある生き生きとした生活を送るとともに、学校での学力向上や社会生活を通して、文化や習慣、ルールを身につけ、子供たちが心身ともに健やかに育つ環境が必要であると考えております。この時期での子供たちへの投資が、将来の東大和市の発展につながるものと考えております。

次に、子供の視点での事業点検についてであります。子育てしやすいまちを目指すに当たりましては、子供の目線で事業を考えることは大変重要であると考えております。今後各事業を点検、評価の際には、その点を十分配慮した上で、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、プレーパークなど子供の遊びや居場所の確保をするための施策についてであります。プレーパークは自然の素材を使って子供たちが自分のしたいことを実現していく野外の遊び場で、冒険遊び場と言われております。当市では、下立野林間こども広場におきまして、市民の皆様が中心となって七森プレーパークが実施されております。子供の遊び場や居場所の確保の施策としましては、児童館、学童保育所や放課後子ども教室などが上げられます。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○4番(実川圭子君) ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、①の計画相談支援及び相談支援事業についての現状と課題についてですが、まず計画相談支援のほうからお伺いしますけれども、市のほうの計画では26年度の末までに、利用計画を作成していくということで、先ほど市長の御答弁からも、まだ未作成の方がいらっしゃるの、そういった方に早急に作成していくということだったんですが、今こちらのほうはどれくらいの作成率になっていますでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 計画相談支援についてでございますが、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく児童通所支援の利用者に対して、サービス等利用計画を作成するのが計画相談支援ですが、当市のサービスの利用者は約700人ございます。このサービス利用計画については、平成24年度から始まり、26年度末までの3カ年で全利用者に計画を作成することとされておりますが、当市においては平成27年3月末の現在で97%の達成率でございます。全国平均が約70%ということですので、それを上回る達成率になっているということでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 97%ということで、ほぼ作成されてきているということだと思いますので、御努力されたのだということがよくわかります。今後作成された計画については、どのようなタイミングで見直しをしていくのか伺います。

○障害福祉課長(小川則之君) サービス利用計画の期間については、支給されているサービスの決定期間に合わせて行っておりますので、在宅の方についてはおおむね1年間の中で、その間に6カ月目でモニタリングと

いうのを行います。12カ月目で再度サービス利用計画の作成を行うと、そういうような流れになっております。以上です。

○4番(実川圭子君) 一度決めたサービスが本当に必要なものなのか、その方に合ったサービスなのかというのが、やはり見直しをしていくということが、私は非常に大切だと思います。また、そういった機会に合わせて日ごろの悩みなども聞きながら、サービスに続けていくことが大事なんだろうと考えますので、引き続き丁寧な対応をお願いしたいと思います。

それでは、もう1点のほうの相談支援事業についてお伺いします。

障害者の方の相談支援事業について、相談窓口など市では、どのようなところが幾つかあると思いますけど、どういった窓口があるか教えてください。

○障害福祉課長(小川則之君) 相談支援の体制ですけれども、市内には障害者手帳をお持ちの方、身体、知的、精神の方が約3,800名おります。そのほかに、難病や精神疾患の方で医療費助成を受けている方等もいます。これらの方を対象に、一つは市の障害福祉課で相談を受けております。身体、知的障害者については、障害福祉係、それから精神や難病については相談支援係で職員が相談を受けております。それにあわせて、平成23年度から就労支援室が設けられましたので、就労に特化した相談については、そちらのほうでもお受けしております。

2番目に、精神障害者を対象とした地域生活支援センターウエルカムというものがございます。そちらのほうで地域活動支援と相談支援をあわせて行っております。こちらについては、社会福祉協議会のほうへ委託して実施しております。

3番目に、身体障害者・知的障害者相談員という制度がございます。こちらのほうは、障害当事者、あるいは保護者の方に委託をして、現在7名の方が電話等での相談に当たっているということでございます。それにあわせて、先ほどのサービス利用計画作成の事業所でも相談を受けるというようなことになっております。

以上です。

○4番(実川圭子君) ささまざまな窓口があるのだなというのは理解しました。それで、日々のちょっとした悩みなどを相談したいとき、例えばこれからサービスを受けようとか、あとは障害の認定をこれから受けようとかといったような大きな相談ではなく、日々の細かいような相談について、私のところにもいろいろ相談に来られる方がいるんですが、そういう方の話を聞くと、なかなか市のほうにも相談しづらいのか、そういったような状況が伺えるんですね。精神の方については、ウエルカムというところで丁寧な相談事業なども行われているようですが、身体と知的の障害の方に関しては、このほかにも市で直接行っているということではないかと思えますけれども、自立支援協議会というところで行っている相談事業があると思えますけれども、こちらについて、昨年度の相談実績、あるいはそれ以前の実績について、ちょっとお伺いしたいのですが、そのあたりは把握をされているでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 今議員からありました地域自立支援協議会の相談窓口についてでございますが、地域自立支援協議会の協議事項として、相談支援事業の運営に関することということを掲げております。議員おっしゃったように、市内には現状では精神障害者における地域生活支援センターがございますが、身体、知的障害者については、それに相当するような場がないというようなこともありまして、協議会の委員の発案により、協議会委員の有志が相談員となって、週に1回予約制でございますが、社会福祉協議会の場をお借りして実施しております。平成23年11月から開始をしましたが、23年度においては5件程度、24年度に8件程度の

新規の相談がありました。25、26年については、新規というような相談はないというような状況でございます。  
以上です。

○4番(実川圭子君) せっかく、そのようにやっていただいても、相談が昨年度も相談件数がなかったという、新規の方はなかったということなんですが、そのあたりについては、相談することがないというふうに捉えているのか。それとも何かほかの理由があつて、余り相談がないのかというか、そのあたりについて、どのように市は認識していますでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 相談件数が新規がないということにつきましては、そのことを含めて、その要因を含めて検討、検証をしていきたいということで、相談窓口の活動を少し工夫するような形で、待っているだけでは、なかなか相談ないんじゃないかということで、平成25年度からアウトリーチ活動ということで、市内の作業所等へ出向いて、実際に障害のある方の御意見を聞く等の活動しております。そういう形で、相談しやすい体制づくりですとか、こちらから出向いていくような活動というのにも必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) さまざま工夫はされているのではないかなと思いますけれども、私が聞いたお話では、例えば先ほど御紹介いただきました相談員制度、知的障害者相談員さんとか、身体障害者相談員さんというのは7名いらっしゃるということだったんですが、こういった方も当事者であったり、保護者であったりということで、身近なことで同じような状況で、よく理解をされている方が相談に乗ってくださるという安心感はある一方で、やはり相談を受ける方が自分の知り合いだったり、あるいは身近な人だったりということだと、なかなか相談をしにくいという声が私のほうに寄せられているんですね。私は、この相談事業というのは、やはり専門家の方がしっかりと対応していくべきだと考えていますけれども、せっかく自立支援協議会さんで行っていただいているのもいいんですけども、今度総合福祉センターができたときには、支援センターとしての機能が入るのでしょうか。それで、相談に関しては、専門家の方が当たるようになるのか、そのあたりを教えてください。

○障害福祉課長(小川則之君) 総合福祉センターでの相談支援事業についてでございます。

総合福祉センターの基本計画におきましては、現在みのり福祉園において身体障害者を対象とした創作活動や機能訓練等を行っております。こちらは、地域活動支援センターⅡ型という事業でございます。総合福祉センターでは、これらの事業に加えまして、相談支援、権利擁護、普及啓発、地域のネットワーク構築等も行う地域活動支援センターⅠ型というような事業を実施するというふうに予定しております。身体障害者、知的障害者にとっての現在の精神障害者地域生活支援センターに相当するような場というような形で想定しております。

職員につきましては、そのような事業を行うために専門的な職員を配置するというようなことが、国の基準のほうで定められておりますので、それに沿った職員というようなことを想定しております。

以上です。

○4番(実川圭子君) では、総合福祉センターの中では専門家の方が対応するような体制になっていくということがわかりましたので、そういった相談と、あとはピアカウンセリングというか、当事者同士の中でのちょっとした話をできる場というの、私は両方必要なんではないかと思っておりますので、ぜひそういった形で進めていっていただきたいと思っております。

ちょっと先に行きまして、次に総合福祉センターについて、少しお伺いしたいんですが、工期が延びたというところで、開設の時期はいつになるのか確認をさせていただきます。

○福祉部長（吉沢寿子君） （仮称）東大和市総合福祉センターにつきましては、現在工事着工しているところでございますが、開設につきましては、以前にも議員の皆様には情報提供させていただいておりますが、来年、平成28年の秋ごろを予定しているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 日にちまでは、まだ決まってないというような状況なのかなと思います。

それで、職員配置のことについてなんですが、先ほど市長の答弁では事業者のほうで募集をしていくということだったと思いますけれども、実際の開設をされた後の配置については、そのように理解していますけれども、開設前の準備段階として、もう来年の秋ということは、あと1年ちょっとということだと思いますけれども、それまでにいろいろ準備をしていかなければならないと思います。市の実施計画の中でも、業務準備委託として3,030万円計上されていたかと思いますが、それにはやはり人件費というのが入っているのかと思いますけれども、そういったところから、その3,030万円というのを、どのように試算をして、どういった方が職員として開設までの間に配置されていくのか。そういったところは、まだ決まっていないのでしょうか。今の現状を教えてください。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 今御質問がありました総合福祉センター移行までの引き継ぎの間の職員配置等でございますけれども、内訳としまして施設管理関係の職員、それと生活介護事業関係の職員、それと就労継続支援B型関係の職員、あるいは地域活動支援センターの関係の職員を配置するというようになっております。それで、配置される職員の人数等につきましてでございますけれども、利用者の高齢化等や、あるいは利用者の増加等が考えられますので、変わることも想定されております。どれくらいの職員を、どの時期に配置するかについては、今後事業実施者と調整をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今みのり福祉園の園長さんがお答えいただいたんですが、開設準備として、そういった方が配置されるというのは、みのり福祉園のほうに配置されるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○みのり福祉園長（石川伸治君） みのり福祉園のほうに配置されるということで御理解いただきます。

以上です。

○4番（実川圭子君） それで、開設時期が現在より半年延びるということで、業務準備委託費というのは、今年度だったと思いますけれども、この3,030万円というのは、来年の秋までの費用として考えてよいでしょうか。

それから、もう1点、同様に実施計画の中には来年度の運営費として1億6,760万円計上されていますけれども、来年度の運営費は半年減るということで、その半額というふうに理解してよろしいでしょうか。

○みのり福祉園長（石川伸治君） みのり福祉園の引き継ぎ委託の関係でございますが、開設時期に合わせて業務の引き継ぎを行っていくということを想定しておりますので、開設時期がおくれるということで、平成27年、あと平成28年度と予算の振り分けを行っていく予定でございます。その振り分けにつきましては、今後事業実施者と調整をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） それから、これは開設してからですが、事業実施者のほうが職員を募集していくという

ことなんです、その中に市の職員、あるいは市の職員で退職された方が派遣というような形で勤務するということは考えているでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 総合福祉センター、正式に建物が建って事業実施者のほうの法人で運営することになった場合には、現在の市の職員が行くということは全く考えてないということでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） わかりました。

それから、引き継ぎをしていくということなんです、みのり福祉園の方から利用者さんがセンターのほうに移られる方は、今までの様子なども引き継がれていくと思いますけども、そういった面接など、これから行っていくようになると思いますけれども、いつごろどういった方が、そういった面接に当たるのかを教えてください。今度新しく引き継ぎの準備として配置される方が面接を行っていくのか、それとも今までのみのり福祉園の方が職員さんが、その面接に当たられるのか、そういったところを教えてください。

○みのり福祉園長（石川伸治君） まずですね、事業実施者のほうからは適切に対応できる職員を配置して、保護者等のヒアリングを予定しているというふう聞いております。時期につきましては、具体的に引き継ぎの時期が決まった段階で再度調整をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） まだ引き継ぎの時期も決まっていないというところで、これ以上具体的なことはわからないと思いますので、今までのところは理解をさせていただきました。

それから、もう1点、職員配置のことで事業実施者の方が募集をしていくというのはわかるんですが、1点ちょっと気になるところがありまして、事業の内容によって職員さんの配置というのは人数ですとか、決まってくると思いますけれども、この総合福祉センターの事業の中で独自事業として自立訓練というところが入っているかと思っておりますけれども、そこの部分については、どのような方が対象になって、どのような方が入のかということによって、やはり職員さんの人数も変わってくると思いますし、一番のあれは職員さんが人数によって、利用者のほうが制限されてしまうことが私は一番困ると思っておりますので、そのあたりちょっとわからないので、自立訓練に関して、どのような方が入る、入所する対象となっているのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 自立訓練についてでございますが、こちらのほうは事業実施者の提案により行う事業であります。国の規定によりますと、対象者は入所施設や病院を退所、退院した者であって、地域生活移行のために生活能力の維持向上に支援が必要な者、あるいは特別支援学校卒業生等であって、地域生活を営むために支援が必要な者ということで、主な対象として知的障害、または精神障害のある者というふうにされております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） では、引き続きよろしく申し上げます。

午前中の最後には、総合福祉センターの中の障害福祉のほうのサービスで独自事業で自立訓練のところの対

象者についてお伺いしました。職員の配置によって、入所される方が限定されないかという趣旨でお伺いしているのですが、そのあたりのことでもう少しお聞きしたいのですが、自立訓練のすぐ隣に短期入所という場所が、部屋が設けられているんですが、これは市のほうの基本計画にあった事業だと思いますけれども、そこにはどういった方が利用できて、そこに対応する職員の方は自立訓練の方と同じ方が対応するのか、それとも別にまたそこは職員が分かれるのか、そのあたりをお聞きします。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センターの短期入所についてでございます。

短期入所につきましては、総合福祉センターで2床用意をしていただくということになっております。対象としては、主に身体障害、知的障害の方を想定しております。職員の配置につきましては、ここは事業実施者のほうで検討するということとなりますが、国の基準で申し上げますと、総合福祉センターの短期入所が単独型というものになります。単独型で、例えば生活介護の事業所と併設する場合には、生活介護プラス短期入所の人数で必要な職員数を配置するというような規定がございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 身体の方も対象ということで、自立訓練とは別に職員のほうも配置されていくということなのかと思いますけれども、もう一度ちょっとお願いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 先ほど申し上げました国の基準でございますので、実際にどのような職員と兼務させるか、あるいは専任の職員を置くかという部分については、事業実施者のほうで考えるということになります。

以上です。

○4番（実川圭子君） そのあたり、本当に事業者のほうが行っていくということですが、本当に人材に関しては、確保していくことが本当に大変だと思いますけれども、十分に確保して進めていってもらうことを期待します。職員の配置によって、きょうは担当の職員がいないから利用できないというようなことがないように、利用制限がされることがないようにお願いしたいと思います。

それから、ちょっと職員の配置とは若干違うかもしれないんですけども、医療機関との連携というのは、どのように考えているのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 医療機関につきましては、指定障害福祉サービスにおいては協力医療機関というものを設けることとしております。また、現在みのり福祉園で行っております生活介護において、医療的なケアが必要な方も受け入れるというようなことで、それに対応した人員配置をしていただくというようなことを想定しております。

以上です。

○4番（実川圭子君） みのり福祉園のほうは嘱託医という方がいらっしゃるようなんですが、そのような形になるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在みのり福祉園におきましては、市の公設の施設ということで、嘱託医を定めて医師会のほうから先生をお願いをしているというところでございますが、今課長のほうから御答弁もさせていただきましたけれども、障害福祉サービスの運営基準にのっとって、協力医療機関を定めるということになっておりますので、これから東大和市医師会とか、それから近隣の東大和病院等を初めとした医療機関とお話し合いを進める中で、そういったことも事業所のほうで考えていくということになろうかと考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) わかりました。

では、次の多目的集会室の利用について、お伺いします。

総合福祉センターの基本計画のほうでは、この多目的集会室のことについて、障害者団体はもとより地域の方も使用できる集会施設を整備するとありまして、その中に視聴覚室や和室の設置などと記載があったり、可動式のパーティションの活用により多様な使い方ができるように整備するというふうに出ているのですが、基本設計のほうでは、設計図のほうを見ると2階にある1部屋というようなことなんだろうと思いますけれども、その和室についてやパーティションについては、どのようになっているのか教えてください。

○障害福祉課長(小川則之君) 総合福祉センターの多目的集会室についてでございます。

2階に多目的集会室ということで、約102平米の場所が設計上ございます。そちらのほうにつきましては、可動式の間仕切りを設けて、複数の団体が同時に利用できるような配慮をするというような設計であるというふうなことを、実施事業者のほうから伺っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) それでは、ここで行われる内容としては、基本計画のほうではかるがも相談や健康相談、それから介護予防事業なども行っていき、また最初の市長の答弁でも地域の方も利用できるようにしていくというふうにおっしゃってました。この一つの部屋で障害者団体の方も利用し、そういった地域の方も利用するというので、障害者団体の方で現在のぞみ集会所というところを利用している方々が、この総合福祉センターができたなら、この場所、この多目的集会室を使っていくようなことを言われているというように聞いています。また、のぞみ集会所については、このセンターができたなら取り壊しをしていくというような説明があったというふう聞いておりますけれども、のぞみ集会所のほうで今現在障害者団体の方が、どの程度その集会所を使っているか、稼働率などわかりましたら教えてください。

○障害福祉課長(小川則之君) のぞみ集会所の利用の実績でございます。

平成25年度は5団体、年間で53回、平成26年度は4団体、利用回数で59回ということになっております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 53回とか、59回というと、週に1回から2回程度の利用率だと思いますけれども、そういった方が今度この福祉センターのほうに、その場所を使うときに十分今までのように使えないんじゃないかというような御心配をされているんですけども、障害者団体の方がこの多目的集会室を優先的に利用するようなことはできないでしょうか。最初の市長答弁では、これから使用方法について、事業者とも規定のようなものをつくっていくようなことをおっしゃっていましたが、優先利用というのを、そこにに入れていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) のぞみ集会所の機能が総合福祉センターのほうに移るということになりますので、今後の利用方法等につきましては、事業実施者と話し合いを進めてまいりたいと考えておりますけれども、のぞみ集会所の機能が移設するというような観点から、障害者団体などへの一定の配慮、例えば予約の方法とか、使用料などについても、何らかの配慮をしていくというようなことは必要であるというふうには考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) やはり、今まで使っていたところが使えなくなるということで、同じように使える場所を望んでいるんだと思いますけれども、もしそのことが保障されなければ、移転先が保障されていないのに、今

まで使っていたところを解体するというのは、やはりちょっと酷な話だと思いますので、そのあたりは十分に利用している方々の御意見も伺って、対応していただきたいと思います。もし、そのセンターの中で十分な対応ができないようであれば、やはりのぞみ集会所を残すとか、あるいは今後みのり福祉園の跡地の利用なども検討されると思いますけれども、そういったところの利用などもしっかり検討していただきたいと思います。先日、市長のほうにも要望がこのことについては上がっていると思いますので、ぜひ障害者団体の方や当事者の方を含めて、しっかり検討していただきたいと思います。

それでは、次の周辺住民との関係についてというところなのですが、こちらのほうは総合福祉センターのことで、工期もかなりおくれたこともあり、周辺の住民の方は非常に心配をされたりとか、関心が高いことになっているかと思います。周辺の住民の方もそうですけれども、同時にやはり総合福祉センターということで、全市民の方が利用できる福祉の拠点ということもありますので、やはりさまざまなことを今どういう状況になっているかというのは、多くの市民の方にも知らせていく必要がありますし、関心を集めていくことを必要ではないかと私は考えております。しかし、この総合福祉センターの事業に関して、これまでも一部の方だけに何か説明があったりとか、あとはある団体の方と覚書を交わしたということを私は市民の方から、どうなっているんだというふうに問われまして、そのことに関して、私も認識をしていなかったもので、どういうことになっているんだろうと思ひまして、ちょっと今回取り上げさせていただいているんですが、そういった一部の方と覚書を交わしたり、そういったことで市民の方からも、どうしてその人たちだけの声を聞くのかという、不公平の感を抱いている方もいらっしゃるんですね。

私、前回の3月の議会でも、この総合福祉センターのことについては取り上げまして、情報公開をしっかりしてほしいというふうに申し上げたところだったんですが、その後そういう覚書を交わすというようなことを知ったので、またここで伺いたいんですが、その中には総合福祉センターの名称についても書かれていたということなのですが、その点だけでも、どのような内容だったか教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず、覚書のご関係でございますけれども、これにつきましては、近隣のさまざま幾つかのマンション管理組合の皆様とは、平成25年度からずっと話し合いを重ねさせていただいた中で、それぞれのマンション管理組合の皆様といろいろと協議を重ねさせていただいた中で、あるマンションと覚書を締結させていただいたということでございます。ただいま議員のほうからお話がありました名称の関係でございますが、その覚書の中では、今（仮称）東大和市総合福祉センターというふうになっておりますけれども、このセンターが東大和市の地域福祉の重要な施設として位置づけられるということから、名称に東大和市という冠をきちんとつけてほしいというような内容でございました。当然、私どもといたしましては、これまで例えば民設民営の施設であっても、市の事業を委託して同様の事業、似たような事業を実施しているものにつきましては、東大和市という冠を全てつけております。例えば申し上げますと、東大和市高齢者ほっと支援センターというのは、それぞれ民設民営の全て施設、清原だけは指定管理でやっておりますけれども——でございますが、そちらについても全て東大和市という冠をつけさせていただいておりますので、そういったことで同じような形で、名称に東大和市という名前をつけるということでの話は、マンション管理組合の方々ともさせていただいて、それを覚書の中でもきちんとお互いに、事業実施者も踏まえてということで、3者で名称の関係は取り交わしたということでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そのように説明を伺えば、そうかなというふうに納得もしますけれども、その内容がき

ちゃんと説明されないで、覚書だけを交わして、名称はそこの方と何か決めたらしいよということが、うわさで流れていくと、何で一部の方だけの言うことだけを聞いて決めただというような話にもなっていてしまいます。私は、こういうやり方は本当に賛成できませんけれども、少なくともやはりそういうことがあったということは、きちんと説明をされるべきだと思いますので、今後さまざまなところで、またこのようなことがあった場合には、こういうことがあったんだというような説明は、やはりしっかりしていただきたいと思います。

それから、総合福祉センターについては、ほかにもさまざまな質問や要望などが周辺の住民の方から、私のほうにもどうなっているんだということで寄せられてくるんですけど、工事に関しては、今多分事務所が近くにできているので、そういったところに問い合わせるような窓口ができていますけれども、運営に対する対応の窓口や、開設までの間のそういった窓口は市のほうか、あるいは事業者のほうでつくっていただきたいと思いますんですけど、これはまだできてないと思いますけれども、そういったものを早急につくっていただきたいと思いますので、予定としては、どのようになっていますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） まだ、時期としていつというふうな明言はちょっと申し上げられませんが、引き続き業務をこれから実施していく中で、事業実施者のほうの職員と私どものほうで、そういった運営に関することの引き継ぎもしていく中で、皆様のいろいろな御質問等にも対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） はっきりとわかるように、地域の方も問い合わせられるように、あるいは利用したい方からも問い合わせができるように、きちんと開設窓口みたいな形で周知していただけると助かりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の福祉オンブズマンについて移りたいと思います。

今回、障害福祉のことについて、最初に相談支援のことですとか、あるいはさまざまお伺いしてきましたけれども、やはり障害福祉に限らないんですけども、福祉サービスなどについて不満や苦情を言うことを遠慮してしまったり、あるいは窓口がどこにあるかなどわからないというような形で、結果として我慢してしまうような方がいらっしゃると思います。そういったときに、やはり専門的なアドバイスや第三者からの的確なアドバイスや働きかけが、特にこの福祉分野では必要になると思います。他市でも、福祉オンブズマンという制度をつくっているところも見られまして、私もこの当市でも福祉オンブズマンの制度を、ぜひ取り入れていただきたいというふうに思っていて、お尋ねするのですが、現在はあんしん東大和というところで、そういった苦情などを受け付けていると思いますけれども、それを受け付けた後に、どのように対応しているというか、例えば苦情があったら、もうその事業所まで行って調査をしたりとか、改善の勧告や申し入れをしたりとかという、どのあたりまで対応しているのか教えてください。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 社協でやってございますあんしん東大和、こちらに対しまして、後のフォローですね、そういった内容についてでございますが、苦情の申し立てがございましたら、そこにあんしん東大和、こちらの職員が入りまして、また事業所に申し入れ、または勧告など行うというような内容でございます。

○4番（実川圭子君） 対応は職員の方が対応されているということでしょうか。ほかの市などを見ますと、弁護士さんですとか、あるいは福祉事務所など退職された方ですとか、そういった専門的な対応される方が担当されているようなんですが、職員の方が対応しているということではよろしいでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今議員のほうからお話しいただきました、それだけでは解決できないような場合には、いわゆる第三者委員という方がいらっしゃいまして、それは弁護士や司法書士の方でございますけれども、そういった方々が行政や事業者から独立した中立公正な立場で相談者の方への助言とか、苦情解決に向けた仲介、そういったものを行っていくということでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） では、制度としては同じような形でなされているのかと思いますので、ぜひこういったことがあるんだということを周知していただきたいと思いますというふうに思います。よろしく願います。

では、次の項目に移りたいと思います。

介護家族の支援についてということなんですが、こちらのほうはこの事件について取り上げさせていただきましたけれども、実はこの事件が起きる直前に私は昨年の12月の質問の中で、介護家族についての支援とか、ケアなどを進めてほしいというような質問をした直後でしたので、非常にショックを受けました。今回この質問は、ここの議場の中でこの中身の状況を詳しく知りたいということではなくて、こういったことがあった後に、市としては、どのように対処していったのかということをお伺いしたかったんですね。私は市の制度で救うことができなかった、この方こそが被害者であるというふうに思います。そして、これは単なる個人の問題ではなくて、第2、第3の方が出ないように救っていくのが市の役目だと思ってお尋ねしているのですが、市の見解をお伺いします。

○福祉部長（吉沢寿子君） この事件に関しましては、先ほど市長からも哀悼の意をあらわしていただいたところでございますけれども、大変本当に痛ましい事件でございました。一般的なことで申し上げさせていただきますが、やはり議員がおっしゃったように、介護者をこれからはどう支えていくかというのが、一番大事になってくるだろうというふうに考えております。市といたしましては、さまざまな相談、支援機関というのを設置しておりまして、それ以外にも大きな輪とか、見守り声かけ活動とか、そういったものできめ細かく対応するというような体制で取り組んできたところでございますが、残念ながらあのような事件が起きたということは、大変残念に思いますし、当市で二度とあいった事件は起きないように、しっかりした対応を考えていかなければいけないというふうには考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 私も本当に、市長の答弁でも孤立させない環境づくりというお話がありましたけれども、本当にこれからしっかり対応していく課題の一つではないかなというふうに考えています。判決が出た翌日の新聞の記事に、これは社協の方のコメントなんですけど、各地で話し合いの場を開いている、出てくれているら違ったかもしれないというコメントが出ていたのですが、私はこのコメントについて、非常に残念な思いをしたんですね。というのは、各地でいろいろな話し合いの場を開いているけれども、出ていかなかったのは、その人が悪かったじゃないかというようなふうにも捉えられかねないコメントだと思ひまして、非常に残念だなと思ったんですが、今福祉部長もおっしゃいましたように、いろいろな場を、これまでも市は設けてくれていると思いますけれども、やはりそこに出ていかなければ、そのサービスは受けられないわけですから、そういったところを、これからどうしていくかということを考えていかなければならないと思います。

御高齢になって、御自身にも余力がなかったりとか、あるいはよくありがちなんですけれども、介護していることを人に知られたくないという方が、まだまだ多くいるのではないかなと思います。うまく、そういったサービスを受けようということができなかったりとか、相談をする、話し合いの場に行くことができないで、

1人抱えている方がたくさんおられると思います。そういった方への対応は、どのように考えていますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 何らかの理由で介護サービスが受けられないといったような場合ですけれども、今やはり一つの例としては、当市で全市をクリアしている高齢者見守りぼっくす、この中では名簿に基づいて行く場合もございますし、あるいは民生委員様、自治会、社会福祉協議会の見守り声かけ活動、あるいは地域の自主グループからの情報提供等によって、戸別訪問をしたり、あるいは見守りをしたりということで、見守りをやっております。そういう中で、介護サービスが受けられない、あるいは受けることを拒否していると、こういう事例が出た場合には、ほっと支援センターであるとか、あるいは市につないでいただいて対応できるようにしていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 高齢者ほっと支援センターというのが、私はそういった相談の拠点にもっともってほしいなというふうに思うんですけども、市のホームページの高齢者ほっと支援センターというところを開きますと、65歳以上の在宅の高齢者及びその家族の方などのさまざまな相談に応じ云々と書いてあるんですが、この先頭に65歳以上と書いてあるんですね。今回取り上げたというか、今回の事件の方は若年性ということもあって50代の方でした。このあたりは、本当に制度のはざまになってしまっているのではないかというふうに考えますが、そのあたりについて、市はどういうふうに対応していきますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 高齢者の方、65歳以上ということが介護サービスを基本的に受けられるという被保険者でございますけれども、65歳未満であっても12疾病というのがございますけれども、それに該当すれば介護サービスが受けられると。そういう場合から漏れたということになれば、ほっと支援センターの65というところにはならないわけですけども、例えば一般的な社会福祉のようなサービスであるとか、もちろん市のほうにも今生活困窮ですけども、いろいろな介護サービスの相談も受けてございますので、そういうところで何とかはざまに落ちないというところは必要でございますので、そんな対応をしていきたいというふうに考えてございます。

○4番（実川圭子君） 本当に、ここですぐに、これが一番の解決策だということは特効薬はないことだと思いますので、本当に事情も一人一人違うと思いますので、丁寧な対応が必要になってくるのではないかと思います。

次の相談体制についてというところなんですけど、さまざまところが先ほども言いましたように、場所はあっても、そこに行けない人なども多いかと思えますけれども、そういった方で例えば電話とか、メールなどで相談できるような体制は市ではあるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） お電話やメールをいただければ、私どものほうの市のほう、あるいはほっと支援センターなどで対応は、これまでもしておりますので、そういったところでお電話とか、メールというようなことでのお問い合わせ等、御相談というのも、今後もそういったことがあればお引き受けはしていくというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 本当に使えることは、なるべくいろいろ使って情報も提供し、そして相談も気軽に相談できるような体制をさまざまつくっていく必要があるのではないかというふうに考えます。

次の情報提供やグループで話す機会の提供ということなんですけど、情報というのは、やはり置いてあって、

どうぞ持って行ってくださいということでは、届かなければ意味がありませんので、その方にきちんと届く、手渡せるようにして共用することが大切なんだと思いますけれども、そういった話し合いの場ですとか、そういうところに誘い出したりとか、一緒に行きましょうとか、そういったような対応もできればつながっていくとか、そういうことになるかと思えます。何か、そういった具体的な方策とか、そういったことでやられていることがありましたら教えてください。特に、ほっと支援センターなどで、例えばお茶会を開いたりとか、ミニ講座をやったりとかして、そこに人をきょう来てみないというような声をかけるというような工夫の余地はあると思えますけれども、そういったことでほっと支援センターで対応しているようなことがあれば教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 情報提供でございます。

市内には今2つの家族介護者の会がございますけれども、この活動につきましては、活動状況を市報に載せて、市民の方に情報提供しているところでございます。また、ほっと支援センターにおきましては、家族介護者の会に参加をいたしまして、交流を図りながら、どんな支援ができるかというところを、今考えたり、模索しているところが現状でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 例えば介護サービスを受けている方でしたら、ケアマネさんとかが対応していると思いますので、そういう方からそういう家族の会もあるから参加してみたいかとか、そういったような声かけがあればいいのかなというふうに私は思います。本当に、先ほども言いましたけれども、これをすれば大丈夫というようなことはないと思いますので、これからさまざま工夫して、できるだけ1人で抱え込まないというようなことを考えながら進めていっていただきたいと思えます。また、今後の地域包括ケアシステムなんかも、こういったことも問題も含めて、構築していただきたいと思えます。

それでは、具体策の最後のウの介護中の車の駐車についてというところなんですけど、こちらのほうは私がこういったことを介護のことなど取り上げて話をしていましたら、ある方からこういうことがあったということで、お話をいただいたんですが、在宅介護している家族の方で、介護中に自宅に帰ってちょっと急いで、その方を家に連れて入って、ゆっくり車庫に入れようと思っている間に、自宅に一度その方を入れて、それから外に出てきたら、もう駐車違反の切符を切られていたということで、多少移動に時間がかかる方もいらっしゃいますし、緊急の場合もあるので、そういったところには配慮してほしいというふうなことでした。現在は訪問の介護の方には、そういった許可証などもあるようなんですが、また例えば障害者の方のほうも多分そういった駐車禁止の免除の許可などもあるかと思えますけれども、そういった許可証などは、どのような申請をするのか、ちょっと簡単に教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者に係る駐車禁止除外の制度でございますが、こちらのほうは警視庁の交通部のほうで取り扱いをしております、身体障害者、それから愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の等級に応じまして、比較的重い障害の方について、この標章を発行するというようなことになっております。申請につきましては、警察署のほうで必要な書類を整えていただいて、申請をいただいて、それに基づいて障害のある方本人に対して、証が発行され、駐車禁止の場所で、その標章を表示しておけば一定期間、一定の時間について、駐車ができると、そういうような制度でございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 福祉のほうでは、入所から在宅へということで、在宅介護を進めているわけなんですけど

れども、そういったときにやはり介護をされている御家族の方というのは、やはりそれなりに負担が起きてしまいますけれども、そういったことを少しでも軽減するようなことに、こういった許可証があればなるのではないかなというふうに私は考えます。最初の市長の御答弁でも、警察のほうに聞いたら、現在はしていないというような御答弁だったと思いますけれども、できないということではなくて、していないという御答弁だったと思いますので、ぜひこういったことも要望を上げて、在宅介護をされている方の御負担が少しでも減るように、検討していただきたいと思います。これは、今後の課題として問題提起とさせていただきますので、ぜひ御検討いただいて、警察のほうに要望など上げていただきたいと思います。

以上で、介護家族の支援につきましては終わりにしたいと思います。

それでは、次に3点目の日本一子育てしやすいまちづくりについて、こちらをお伺いします。

時間もありますので、私が考えているようなところをお伺いしていきたいと思います。

昨日の根岸議員のほうの御答弁の中でも、市長の進める子育てしやすいまちづくりというのが随分わかりました。昨日の御答弁の中で、具体的な方策を幾つか上げておられて、待機児の減少ですとか、本当にさまざま進んできているなというのは私も実感しているところです。その中で、私が今回ぜひこちらのほうに力を入れていただきたいというふうに感じているところは、昨日の御答弁の中でも集える環境、情報発信、仲間づくり、地域の活性化というような御答弁がありましたけれども、そのあたりを充実させていただきたいと思ひ、質問をさせていただきます。

例えば市の中では児童館というのがありますけれども、親子で遊びに行ったら、遊びに行った親子だけで遊んでいるというふうな姿が見られるんですね。せっかく行っても、親子2人だけでぼつんと遊んで、また帰っていくということでは、場所があっても行った親子も、どうなのかなというふうに思います。その親子の方が何を求めて児童館に来たのか。そういったことを察知して対応する必要があるのではないかなというふうに思います。私としては、やはり遊びに来た親子が何人かいたら、その子供同士が遊べたりとか、親同士が情報交換したり、そういったことがつながりが持てると、来てよかったなとか、一緒に子育てしている仲間ができてよかったなというふうに感じるのではないかと思います。そういったことで、孤立しない子育てというのできてくると思います。場所があっても、そういったつながりがなければ、やはり行っても充実感を味わえないのではないかと思います。そういった人と人がつながりを持てるような支援というのが、一番大切だと考えます。子育ての中で、孤立しないように、これも昨日もそういったようなお話もあったと思いますけれども、つながりを持てるような施策というのは、どのようなものを考えているか教えてください。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 子育て世帯を孤立化させないための施策についてでございます。

核家族世帯が増加いたしまして、身近に育児について相談できる身内がなく、不安や悩み事を抱えている子育て世帯がふえております。そして、こんな子育て世帯を孤立させないため、切れ目のない相談や支援が必要であるというふうに考えております。現在は、乳幼児のいる家庭では保健センターの保健師等が妊娠から乳幼児期の健診や相談を行っております。また、必要によって家族の問題や相談事を子ども家庭支援センターのほうにつなげまして、継続的な相談や支援を行っているところでございます。

また、孤立化を防ぐために、子ども家庭支援センターや保育園等では子育て世代が集える場所といたしまして、子育てひろばの会合やイベントの開催、また子育て講座などを実施しております。ぜひとも参加をしていただいて、仲間づくりをしていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 今お話にありました最初にお子さんが生まれて、最初に市のほうに足を運ぶというのが、やはり保健センターだと思うんですね。保健センターに、さまざまなそういった情報が提供できれば、保健センターで提供できれば、ここも行ってみようかなとか、こういうこともあるんだ。例えば広場ですとか、子ども支援センターがあるだとか、あとは公民館や児童館でも、さまざまなイベントなどもやっていますので、サークルなどもありますので、そういったいろんな情報がそれぞれに今あると思うんですけども、そういった情報を、まずはまとめてほしいということと、それを一番最初の入り口である保健センターで情報提供をすることができないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 保健センターで発信している子育て関係の情報でございますけれども、現在は各乳幼児健診などにお母様とお子様がいらしたときに、お子様の発育、発達の目安や育児のポイントなどについての冊子を直接配布いたしております。議員がおっしゃったように、各児童館や市内で行われているイベントにつきましては、保健センターの中にありますパンフレットケースのほうに常駐して置かせていただいたり、もしくは保健センターの中にありますビジョン等で広告等も含め流ささせていただいているところでございます。また現在子育て応援事業といたしまして、子育てアプリの導入に向けて調整をしているところでございます。これは、予防接種や健診などのお知らせを登録していただいた方にメールで配信するような、そういったものを考えて検討しているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 保健センターでも、いろいろやっていたらいいようなんですが、本当にいろんなところでやっていて、それを情報として一つにまとめて伝えられないかなというふうに思います。先ほど、人と人がつながれるようにということが一番だというふうに私は思っていると言いましたけれども、そういったつながりを例えば子育て広場とか、公民館のサークルですとか、そういったところでたくさんやっていますので、そういったものが本当にまとめて情報として伝えていっていただきたいと思います。先ほどの御答弁でメールというお話もありましたけど、本当に今若い世代の方はインターネットでの情報も非常に頼りにされていると思いますので、そういった方法でもいいですし、本当に届くようにやっていっていただきたいと思います。

それで今、人と人とのつながれるようにというふうに言いましたけれども、次の2番目の子供の視点で全ての事業を点検できないかということなんですけど、本当にいろんな場所ということではなくて、子育て中の方とつながっていくという考えを、私は職員の方一人一人にも持っていくことで、子育てしやすい、子供を連れてても安心していろんなところに行けるということになるんだろうと思います。まずは、お子さん連れの方がいたら、声をかけるとか、市長が挨拶ということをずっとおっしゃっていましたが、子供連れの方がいたら、そういったことで声をかけたり、みんなが子供に関心を持つということが、子育てしやすいまちづくりの第一歩だと思いますので、そういったことを各部署でも実践していただきたいですし、また市長の答弁でも子供の目線で十分配慮していきたい、事業の点検をするときに進めていきたいというふうにおっしゃっていただきましたので、そのことについては、ぜひ必ず事業の点検をするときには、そういった視点を持って進めていっていただきたいと思います。

例えば市のイベントでも、必ず子供連れの方が来たら、どうしようとか。子供向けのスペースの確保は、どうしようということを、何かをやるときに必ずそのことを考えるということをやっているんですけど、そういったことを例えば何か規則ですとか、何か決まりなどに盛り込むことはできないでしょうか。

○子育て支援課長(高橋宏之君) 今議員おっしゃったのは、子ども条例みたいな形のことかというふうに思い

ます。この子ども条例の制定につきましては、子育て施策を進める上で理念を示す条例であるというふうに認識しております。他市の状況や条例のあり方につきまして、調査研究をして、引き続き内容について検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 先に子ども条例と言っていたので、やはり日本一子育てしやすいまちにするには、その理念というか、基本的な考え方、子育てに関しての考え方というのも示していく必要があるのではないかと思います。条例とまでいかななくても、事務レベルでは何か規則のようなものですか、あとは憲章とかでもいいんですけども、子ども憲章なども市には高齢者憲章というのがあるんですけども、ぜひ子ども憲章なども検討していただきたいなというふうに思います。

それでは、最後のプレーパークなど、子供の遊びや居場所を確保するため施策についてということに移ります。

先ほどから言っていますけれども、やはり子育てしやすいまちというのは、場所とかよりも、本当に親子で安心して過ごせるということが一番だと思うんですね。そういった環境ということ言えば、東大和市は自然環境も本当に豊かですし、公園もたくさんあるし、児童館も5館もあると言うと結構驚かれたりする、この人口で5館あっていいねというふうに、よく言われるんですけども、そういった場所などは、ある程度整ってはいると思います。しかし、例えばいろんな狭山の緑地とか、そういうところがありましても、なかなかそこで私たちというか、今の大人世代が小さかったときに野山を駆けめぐるようには、今の子供たちというのは遊ばないと思うんですね。それは、やはり今の社会環境とかによって、子供たちだけで遊びに行ったら危ないとか、そういったようなことだと思うんですね。そういった場所はあっても、せっかく場所はあっても、そこを遊べる場所にするというか、私の通告の言葉は子供の遊びや居場所の確保と書いてあるんですが、場所じゃなくて子供の遊び、遊ぶことと、あと居場所というのは、やはりその場所という意味ではなくて、そこが遊べる、本当にここに私はいいんだというふうに思えるような場所ということだと思います。

そういった、それぞれ場所はあっても、そこが本当に居場所としたり、遊びがそこで十分充実して行えるかというのは、やはり先ほどから言っているように、そこにどういう人がいるか、つながる人がいるかどうかということが問題だというふうに思います。そういった意味で、今そういった人がつながる場所という意味で、私は一番そこをやるのは、やはり職員の方の力だけではなくて、市民の方がそこに入って一緒になって進めていくということが一番大切なんだろうと思います。そういったことで、今一番私が注目しているのは、各地でつくられているコミュニティスペースとか、交流スペースと呼ばれているようなところです。他市でも、例えば調布のほうでも4月にこどもフラットというような場所ができたんですけども、その中に子どもカフェというのがあったりとか、あと武蔵村山市のほうでもみんなのおうちというようなカフェがあったりとか、親子が集えるような、気軽に集えるような、そういった居場所、コミュニティカフェなどがつくられているんですね。そういったところを東大和市でも、ぜひつくっていただきたいと思います。そういった場合に先ほどから言っているように、場所ではなくて、市民の方がそこに参加してつながる、そこに参加してつながっていくということが大切だと思うんです。その参加していく市民の方は、今かなり公民館などでもつくりたいという方が機運が高まっているんですけども、そういったときに市としては、どのような支援ができるのか、お伺いします。

○子育て支援課長(高橋宏之君) 子育て世代の方々が空き家とか、空き店舗を借りてお茶飲みをしたり、会話、

育児の話をしたり、時には読み聞かせやったり、工作などをする、交流を持つ親子カフェみたいな場所の提供についての御質問というふうには思うんですが、現在市ではこの計画はございません。居場所づくりにつきましては、子育て世代だけでなく、異世代の交流も子育ての話が聞けたり、地域とのかかわりが持てるというメリットもありますので、各市の状況などを含めて、情報収集をしていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 今空き家などの利用というふうにおっしゃっていただきましたけれども、本当に子育て世代だけじゃなくて、他世代の方ももちろん一緒に集えるような、そういった気軽に集えるコミュニティスペースみたいなものを、ぜひ私はつくっていただきたいなというふうに思います。そういったところで、人と人がつながれて居場所になる、子供だけじゃなくて、いろいろな方の交流できる場所ということが確保されるのではないかとこのように考えます。

また、通告にはプレーパークと書きましたけれども、プレーパークというのは今東大和のプレーパークというのは、非常に評価が高くて、場所もいいし、それこそそこに参加している市民の方が、そこに来た人たちをつないでいるということで、すごくいいところになっていると思いますけれども、今他市の状況を見ると、常設化という動きが出ているんですね。プレーパークを常設化していこう、毎日使っていこう。今は東大和市の場合には、月に1回程度やられていると思いますけれども、常設化して、いつ行っても、いつでもそこに仲間がいるというような場所にならないかなというふうに考えます。そのような活動を継続するには、やはり市のサポートというのが必要だと考えますけれども、プレーパークについて、市のほうはどのようなサポートができるか、お伺いします。

○環境部長(田口茂夫君) プレーパークの関係でございます。

現在七森のプレーパークにつきましては、下立野林間こども広場、通常七森と言われていると言われている広場でございますが、この施設を使用して活動しているというふうには承知してございます。しかし、この場所につきましては、多くの市民の方、特にバーベキューですとか、キャンプ、またお年寄りなどがニュースポーツなども実際に実施しているということで、市民の方、さまざまな方が利用されております。現在七森プレーパークにつきましては、議員のほうからお話がありましたとおり、日時を指定して占用許可という形での対応をとっているところでございます。市といたしましては、公園、こども広場につきましては、一般的な制限はございますが、市民の皆様がいつでも利用できることを前提として、開放しているということから、なかなか占用ということになりますと、現在のところ、難しいかなというふうには思っております。

しかしながら、協働という観点の中で公園につきましては、今年度特色ある公園につきましては、方針等を策定していく中で、さまざまな検討をしていく予定でございます。その中で、協働につきましても、この施設の管理運営等々につきましては、検討していく予定でございますので、その中で少し検討を加えてみたいなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 先ほど場所があっても、なかなか自由に遊べないということを言いましたけれども、そういった子供たちにとって、このプレーパークというのは非常に素晴らしいところだと思いますので、ぜひ今後も支援のほうをよろしくお願いします。

ちょっと先に戻りますけれども、コミュニティカフェについてなんですけど、昨年の9月の定例会だったと思

いますけれども、私がこのコミュニティカフェについて質問を一般質問の中で行いましたときに、副市長のほうから、来年度と言ったので、27年度のことですけれども、計画の中でも具体的に検討していきたいというふうに考えておりますという答弁があったのですが、そのことについては、どのような具体的な計画が進んでいるのか、お伺いします。

○副市長（小島昇公君） 26年9月でお答えした内容についてでございます。

具体的に、コミュニティカフェをいつどうということまで進んではございませんが、日本一子育てしやすいまちづくりの一つの大きなファクターとしては、非常に価値があるというふうに考えております。本来お互いに子供同士が行ったり来たりして話ができたり、そこにお母さんがついていっていたのが過去の話だと思うんですね。でも、今それが期待してもなかなか難しい状況にありますので、さっきの公園と同じように、特色ある公園を考えるのと同時に、こちらについても必要性は十分に認識しておりますので、それを行政はどのようにかかわったらいいかということも含めて、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 子育て中のお母さんの中でも、非常にこういった場所をつくりたいという機運が高まっていると思いますので、ぜひ当事者の方と一緒に進めていただきたいと思います。

そして、もう一つ最後に言いたいことがあるんですけども、子育て家庭というのは、ひとり親の方もいらっしゃるし、障害を持ったお子さんや難病のお子さんや、また不登校のお子さんとか、さまざまな事情を抱えたお子さんもいれば、御家庭もたくさんいるということです。そういった方も含めて、日本一子育てしやすいまちに、ぜひ私も協力していきたいと思いますので、一緒に進めていきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上で、私の一般質問は終わりにします。

○議長（関田正民君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

---

午後 2時41分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 和地仁美君

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、和地仁美議員を指名いたします。

〔15番 和地仁美君 登壇〕

○15番（和地仁美君） 議席番号15番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は市の広報について、お尋ねしたいと思います。

我が国の行政の広報活動の原点は、1947年12月にGHQが都道府県にPRO設置を求め通知を出したことが原点と言われています。もともとアメリカで始まったPRという概念をGHQが日本に持ち込んだということです。その通達にはPRO、すなわちパブリック・リレーション・オフィスは政策について正確な資料を市民に提供し、市民自治にそれを判断させ、市民の自由な意思を公表させることに努めなければならないというもの

でした。この通達により、行政広報はスタートしたと言われていました。戦後、すなわち自治法が施行されてから、1970年代までの住民サービスは国、都道府県、市町村と上から下におりてきており、また各自治体もシベルミニマムの追求を目指していた時代でしたので、行政広報は行政から市民へのお知らせが中心になって当然の時代だったと思います。

しかし、地方分権が進んでいる今日においては、行政と住民が対等であることはもちろんのこと、協力関係にあることは御承知のとおりで、まさしくまちづくりのあり方においては、東大和市も進めているように、協働、パートナーシップで行うという概念が強くなっています。このような時代において、市の広報の重要性は高まり、その意義も従来のもとは変化している、もしくは変化すべきと考えます。

東大和市はPRが下手だ、苦手だという声は市民からだけではなく、庁内でも耳にするところです。下手だ、苦手だと言われれば、そのような気もしますが、一方で市はホームページをリニューアルしたり、ツイッター、フェイスブックといったソーシャルネットワークサービスの活用もスタートしています。

そこで、下手だ、苦手だから、うまい、得意だになるために必要なことは何なのか、市が考えている広報の意義、意味、認識している現状、そして課題について、お尋ねしたいと思います。

ア、現在ある市の広報媒体の種類は。

イ、各広報媒体の対象と位置づけは。

ウ、市の考える広報の意義、意味、役割は。

エ、市の広報の現状の課題は。

    a、問題や課題について調査、検討したことはあるか。

    b、市の広報戦略について。

以上、この場での質問は、ここまでで終了させていただきます。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔15番 和地仁美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、現在の市の広報媒体の種類についてであります。毎月2回発行しています市報と、公式ホームページ、SNSを利用しました公式ツイッター及び公式フェイスブックにより情報提供を行っているところであります。

次に、各広報媒体の対象と位置づけについてであります。市報につきましては、毎月1日と15日に定期的に発行し、新聞を講読されている世帯には折り込みによりお手元にお届けしているほか、新聞非講読世帯の方には御希望により宅配をしております。公式ホームページにつきましては、その即時性と情報量を生かしました情報提供に努めているところであります。また、公式ツイッターにつきましては、主にイベントや教室等の告知や参加者募集に活用しております。公式フェイスブックにつきましては、イベントを中心とした画像を掲載し、イベント会場の様子などの情報提供に活用しております。

次に、広報の意義等についてであります。行政の透明性を確保するとともに、市民協働を推進し、市民の皆様とともに歩む市政運営を目指すに当たっては、市政情報を市民の皆様にお伝えし、情報を共有することは大変重要な要素であると認識しているところであります。

次に、広報の課題の調査についてであります。東日本大震災の教訓から平成24年度、25年度の2年にわたって、4市によりますホームページ向上研究会を立ち上げ、災害時の情報入手経路等の調査研究を行いました。

また、東京都内の市町村で構成します東京都市町村広報連絡協議会において実施される市報の発行や、公式ホームページの運営並びにSNSへの取り組みなどの調査をもとに、各自治体の広報や公式ホームページの情報収集をし、内容の検討を行っております。

次に、市の広報戦略についてであります。市民の皆様に適時に正確な情報が行き渡り、情報を共有できることが市政の透明性を確保する第一歩であると考えております。地域、年齢、環境など、市民の皆様の間で情報の格差が生じることがないように、新たな情報伝達ツールの導入などにも取り組み、今後も市民の皆様への情報提供に努めてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○15番(和地仁美君) 御答弁ありがとうございました。

行政の広報といいますと、自分たちで発行する、自分たちで発信するもの以外に、マスコミの活用という部分もあると思うんですが、今回の質問に関しましては、行政みずからが自分の意思で発行できるものを対象ということで、質問をさせていただきたいと思います。

今の市長答弁の中で、市の広報媒体は市報、ホームページ、ツイッター、フェイスブックとのことが上げられましたけれども、広報という意味ではこうみんかんだよりも市が発行していると思いますし、男女共同参画事業のは一もにいというお便りというか、情報紙もあると思いますし、都市計画の東やまとまちづくりニュースというものも発行されていると思います。また、広く言えば観光マップなども市の広報物というふうに私は捉えるんですけども、定期的なものとして、特に紙媒体で出している市の広報媒体というのは、今私が上げたもの以外に何かあるでしょうか。また、その定期的に発行されているものの発行のタイミングなどが決まっているものがありましたら教えてください。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) 市の広報媒体として、市全体で網羅できているものにつきましては、先ほど市長答弁にございましたものになります。その他の各部門に特化した広報媒体としては、今和地議員からお話ございましたように、こうみんかんだより、それから男女共同参画情報紙としては一もにい、それから東やまとまちづくりニュースなどがあるところでございます。こうみんかんだよりににつきましては、奇数月に年6回の発行がされております。また、は一もにいにつきましては、年1回ですが2月に現在のところ発行されております。東やまとまちづくりニュースにつきましては、不定期ではございますが、まちづくりの条例改正の御案内ですとか、都市マスタープランの改定、そういうタイミングの際に発行されているというところでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) そうしますと、市報、それから年に6回出ているこうみんかんだより、あとは年に1回のは一もにい、あとまちづくりニュースもたまに折り込まれていると思うんですけども、これらの紙媒体で広く市内に配布されているものについての部数と、それから折り込みをしたり、中にポスティングしたりという、希望のある方にはポスティングということを市長答弁でもありましたけれども、それにかかる費用、単価と合計金額について教えてください。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) まず、発行部数でございますが、市報の発行部数は約3万2,000部でございます。主に、こうみんかんだより、東やまとまちづくりニュース、は一もにいも市報のほうに折り込むことを基本にしてございますので、ほぼ同数、多少差はございますが、ほぼ同数になっております。中で差が出てくる

ものとしたしましては、折り込みのほかにも各部署が、それぞれの考えで窓口の配置する部数ですとか、関係機関にも送付する部数等もございますので、それによっては多少差異が生ずるということになっております。

新聞折り込みの部数としたしましては、2万5,900部になっております。これは、市報に挟み込みまして、業者のほうで新聞に折り込んでいただくということで、ほぼ同数の部数が新聞折り込みされております。

また、各御家庭のほうに新聞非講読世帯に今シルバーに委託して宅配していただいておりますが、そちらが約3,800部ほどの配布というふうになっております。

次に、折り込みの単価につきましてですが、市報に挟み込む手数料というのがございまして、こちらは1部当たり1.72円と、ほぼ1.7円というところがございます。また、こうみんかんだよりににつきましては、市報と別の折り込みを新聞のほうにさせていただいておりますので、1部当たり約3円ということになっております。また、非講読世帯用に折り込む場合には、こうみんかんだよりも一緒に市報のほうに折り込みます。この場合には、1.72円の先ほどの手数料となります。

また、ポストイングに当たりましては、先ほど申し上げましたように、シルバー人材センターに委託しまして配っていただいているというところで、1部当たり平均しますと約60円の経費が要するというところがございます。

以上です。

○15番(和地仁美君) 市報に折り込むということが、今上げられたので、後ほど市報のあり方についても、その点ではちょっと触れさせていただきたいんですが、各広報媒体の対象についてということで、先ほど市長の御答弁では、市報については新聞購読者には折り込みで、非購読者にはポストイングでというような御答弁をいただいたんですけども、これは配布の方法であって、私が聞きたかった対象という形で言いますと、市報は市民の各御家庭が対象というふうに私はなと思います。ツイッターについては、御答弁を踏まえると、イベントや教室など、そういうことに興味のある方に向けての情報発信、フェイスブックは画像を使用しているイベントに訪れていない方への参加の呼びかけという位置づけだというふうに思うんですけども、例えばそういうことを言うことに対して、各媒体が対象の読者というか、誰に向けて発信しているのか、どういう特徴を生かして、使い分けをしているかというのが、私が聞きたかったことなんですけれども、再度この各広報媒体の対象と位置づけについては、どのように使い分けたり、考えられているのか教えてください。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) それでは、各媒体につきまして、改めて御紹介いたします。

市報につきましては、今和地議員からもお話しございましたが、市内の各世帯を対象に、これは紙媒体ですので紙面が限られますので、重要性の高い情報を要点を捉えて、こちらから市民の皆様のお手元へ届けているという媒体でございます。

次に、公式ホームページのほうでございますけれども、こちらはインターネット環境をお持ちの方が対象になりますが、市民の皆さんはもちろん、市外の方にも即時性を生かしまして情報提供を行うとともに、市報、紙では限られた情報量になりますけれども、それ以外にも容量がございますので、これまでも市報に載せた情報等も閲覧できるように整理して掲載しております。

次に、公式ツイッターでございますが、イベントや教室に興味をお持ちの方に向けての情報を速報的に発信するとともに、ホームページにも同じ情報で今度は詳しい情報も掲載を同時にしているという使い方をしております。

次に、公式フェイスブックでございますが、画像を使用してイベントに、まだこれから訪れていただきたい

方、あるいはイベントの様子をまだ御存じない方に会場の様子ですとか、イベントの盛り上がり等をお伝えできる動機づけとして活用しているというものでございます。

次に、各部門ごとの特化した媒体につきましてですが、こうみんかんだよりにつきましても、これは市報に折り込みますので、先ほどと同じように市民の方全体で各世帯が対象になりますが、主に公民館事業に特化したしまして、その内容で気軽に御利用いただくための情報をお届けしているものと考えております。

また、は一もにいにつきましても、市報に折り込みますので、市民全員の方が対象で男女共同参画に特化したような内容で、その御理解を深めるための情報を掲載しているものでございます。

東やまとまちづくりニュースにつきましては、先ほども御紹介しましたとおり、市報に折り込みますとともに、まちづくりの情報等の動きがあったとき、都市マスタープランですとか、一番近いところではちょこバスの運営形態の変更もありました。ああいう情報もお載せして、都市づくりの情報を皆さんにお伝えするものという使い方をしているところでございます。

以上です。

○15番(和地仁美君) 今それぞれの対象、基本的にはほとんど全市民というか、全市民の御家庭というところは網羅されているんだなというふうに思いましたけれども、市報のところでは非常に重要なもの、重要な情報を優先的に限られたスペースで要点をまとめて、お伝えするというお話があったと思うんですが、重要な広報物としては、4月に行われました統一地方選挙の選挙公報というものもあると思うんですね。これは、今の対象者という言い方で言いますと、有権者である市民全員に位置づけは立候補者のことを、よく理解して投票してもらうための投票を促すということだと思えるんですけども、今の私の考えの位置づけと対象は間違っていないでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長(塚原健彦君) ただいま議員からお話ございましたとおり、東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例というものがございまして、その第1条で議員がおっしゃられたような候補者の氏名、経歴、政見、写真等を選挙人に周知させることを目的とするとなっております。したがって、議員のおっしゃられた内容で間違いございません。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 市の重要な情報を紙媒体でお知らせというか、配布している市報については、新聞をとっていらっしゃる方には新聞折り込み、新聞をとっていない方については、御希望のある方にはポストイングというような配布の仕方をしているという御答弁でしたけれども、今回の4月の統一地方選挙の公報については、折り込みではなくポストイングで配布をされたら、それは配布方法を変更されたというふうに私は認識しているんですが、その意図と目的等、どうしてそのように変更したのかという経緯を教えてください。

○選挙管理委員会事務局長(塚原健彦君) 従来新聞折り込みで選挙公報を配布しておりましたが、ポストイング業者に委託することで全戸配布を可能にすることができました。もともと新聞購読をされていない方、あるいは世帯に選挙公報が配布しきれないという状況があったところを改善したということでございます。時代の流れとともに、こういったポストイング業者がふえたということと、あるいは一方でインターネットの普及などで新聞購読世帯が減少傾向にあるということから、ポストイングに切りかえたところでございます。

なお、ポストイングによる全戸配布に切りかえたのは、平成24年12月16日に執行されました衆議院、都知事の日選から導入いたしまして、現在に至っているところでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 確かに、最近は新聞も電子媒体のものもありますし、新聞とってらっしゃらない御家庭も多いので、ポスティングにするとすることは、とても時代の流れにも合っているとは思いますが、ポスティングに切りかえたのは、先ほど12月からの衆議院選からというお話がありましたが、ポスティングに切りかえたあとの効果というか、ポスティングの結果を検証はしているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） いわゆる検証したかという御質問でございますが、検証ということは特にしておりませんが、委託業者には必ず配布した日にちや地区、配布部数の報告書を提出させております。事務局サイドとしての考え方でございますけれども、新聞折り込み時に比べますと、やはり選挙公報の配布がないという旨の御苦情の件数は減少していると捉えているところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 苦情が減少しているということでしたけれども、広報というのは、選挙公報もそうですし、市報もそうですけれども、市が重要だと思って市民に知ってもらいたいという気持ちから、お金をかけてやっていることだと思うんですね。直接、市の職員がポスティングをするということはないことは重々承知しているんですけれども、今回の選挙公報に関しては、ポスティングがされていなかったお宅が多かったというお話を、私は結構市民の方から伺っています。特に、エリアで言うと狭山とか、湖畔とか、要するに玄関が階段の上にあるお宅で門扉は道路と同じ高さで、その扉にポストがあるお宅は入っているだけけれども、ポストを階段を上った上のドアのそばに設置されているところに入っていないというような、要するに門をあけて階段上って入れておいて、また門をあけて入れてということが入っていないところが多かったという声を、そのエリアの方から結構聞きました。あと市報に関しては、ポスティングをお願いしているお宅は来るんですけれども、ポストが階段を上って上にあるお宅は、ポストの位置がわからないのか、大変だからなのかわかりませんが、雨の日でも門扉に紙の市報を差して、毎回行かれてしまうという話も聞いています。それは、請け負ったほうの事業者のほうの責任になる部分はあるとは思いますが、物を発注したら納品されたら検品して正しい物が来たかというのと同じで、市が意図している配布の仕方を発注した後に、業者さんがやりましたよということを信じることも大事なんですけれども、責任ある情報を渡す、配布するという立場からいうと、1点検証というのが必要だと思うんですけれども、市報並びに公報のポスティング、いわゆる新聞に折り込むものではない直接配布をしているということに対して、今まで何らかの検証はされたことはあるのでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 改めて委託先と調整をしながら、検証をしたということにはございませんが、それぞれきょううちに届いてないよですとか、あるいは配達員が急遽倒れてというケースもございましたので、その際にちゃんと届けられるように委託先と調整して、その際は委託先の職員が直接持っていったというケースもございますし、こちらの職員が大至急ということで1件届けに行ったというケースもございます。ただ委託先との検証というのは、実際にはまだ行っておりません。

以上です。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） ただいまの秘書広報課長と同様でございますけれども、契約の中で御苦情をいただいた世帯に対しては、こちらからの指示と申しますか、2時間以内で確実に対処するようにという契約は結んでおります。そういったチェックとまでは言っていないかもしれませんが、そういったところは確保しているところでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 全部をチェックするという事は難しいと思うんですけども、例えば情報がどれだけ重要で、市民に知らせることに対しての青臭い言い方ですけども、熱意というか、絶対これは大事なんでしっかりやってくださいねというような部分というものも、多分請け負っている業者の方には、仕事の重要性とか、受け取り方が違うと思うので、そういう部分が少し欠けているのかなというふうに感じます。というのも、もう1点、選挙のときに速報をホームページでやっていたと思うんですけども、それも知らせたいという気持ちがあるから載せていると思うんですよね。知らせる必要がないと思うのであれば、ただの手間ですから、よかれと思って知らせるべきだと思ってやっているものが、近隣他市はずっとタイムリーに見られていたものが、うちの市だけダウンしてしまったということがあったと思うんですけども、それは知らせる必要というか、重要性というものと出てきている現象、先ほどのポスティングがされてないとか、雨の中に置いているというものにそごを感じるんですけども、今回のホームページがダウンしてしまったということに関しては、何か検証とか、対策とかはされているんでしょうか。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) 今回の東大和市議会議員選挙並びに東大和市長選挙の開票速報の際には、こちらのホームページのサーバーの保守管理委託先に確認したところでございますが、やはり御想像のとおりですけども、アクセスの集中より外部公開サーバーのほうに負荷が急遽かかって見られない状況になったという報告が上がっております。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) アクセスが集中したということでしたけれども、先ほど市長の御答弁の中で東日本大震災をきっかけに、4市でホームページの充実についての研究会を発足させたという御答弁があったと思うんですが、東大和市地域防災計画の中で災害発生時の広報手段として上げられているのが、①防災行政無線、②広報車、③臨時広報紙、④市公式ホームページ、⑤メールサービスというふうになっていて、最初の無線や広報車は広報紙というものは、市から発信したら市民が受け取れるものですけども、市民が自発的に情報をとりに行くというところで言うと、代表的なものはホームページだと思うんですね。選挙のときに、アクセスが集中してしまっただけというお話で、ダウンしたという話、サーバーに高負荷がかかったということでしたけれども、何か災害が起きたときにも、もっとアクセスが集中することも想定できると思うんですけども、この現状のホームページというのは、災害時であったりするときの広報媒体として検証した後、現状適切な状況にあると言えるんでしょうか。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) 今回の開票速報の際に閲覧ができない障害状態になったということは事実でございますので、万一災害等の発生時に緊急の情報を皆さんにお伝えしたいというときに、市民の皆様がアクセスをかけると、その際に現状で十分であるかという、不十分という結論に至っております。実際は、今回の事象を検証いたしまして、早速今業者のほうとは調整を重ねておりますが、基本的なホームページのスペックもございますので、そちらを上げるのかどうか。あるいは、選挙等であれば、その日はもう前日から想定できますので、想定した際には事前に緊急のスペックを増強という手だてがとれることに、今のところ調整整っておりますので、そういう対応で考えてまいりたいと思っております。

○15番(和地仁美君) 対応はしていただいているようなんですけれども、選挙は前日にわかるので緊急にスペックを上げるというのはできますけど、地震は前日にわからないので、緊急のスペックを上げられないと思うので、ぜひとも恒常的に安定的に使える状況に改善していただきたいなというふうに思います。

今いろいろと広報の現状のことについて、再質問で進めさせていただいたんですけども、少し広報の意義

というか、市の考えている広報について再確認していきたいと思うんですけれども、先ほどの市長答弁では、広報の意義については行政の透明性を確保するとともに、市民協働を推進するためにも情報を共有化することは大変重要という御答弁いただいていると思うんですけれども、一方でともに歩むという協力関係にある市民に提供する情報というものについては、重要であって漏れてはいけないという部分もありますけれども、市民が欲しいとか、市民が知りたいと思っている情報に合致しているか、欲しい情報をちゃんと出しているかということも、非常に重要だと思うんですね。

今回の一般質問の皆さん、それぞれいろんな分野で質問されているんですけれども、ずっと質問と御答弁を聞いていると、もっと情報を出していれば、変な話出てこない質問もあるだろうし、市民の目線で見たとときにわかりやすい情報の出し方をしていたら、もっと理解も深まって、いい状況になっているというようなものが、いろんな分野で見受けられると、今までの一般質問を聞いていても思いました。市民の欲しいと思っている情報とか、市民のわかりやすいと思っている情報というものに対して、市では検証したことはあるのでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今お話のございましたような、市民の皆様が欲しいがっている情報というものを、具体的にアンケートをとるですとか、そういう検証については行ったことはございません。ただ、私どもが市報なり、ホームページなりを編集するに当たって、行政のほうで難しい言葉を並べてしまいますと、要点としてはそこには載るんですが、載っているだけで、市民の皆様には伝わりませんし、理解していただけないというふうに考えております。その点につきましては、私ども広報の担当のほうで意識して各担当課との調整を行っているところでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） ちょっと辛口な言い方になりますけれども、結果を伴わない広報は広報したとは言えないと思うんですね。広報したつもりであって、広報はされてないというような状況がちょこちょこちょこちょこ日常的に市内では起こっているんじゃないのかなというふうに、ほかの方の一般質問を聞いても思いますので、ぜひとも市民と協働していくためには、情報がなければ協力もできないし、賛同もできないし、理解もできないので、広報というもののもう少し市民協働というところとリンクというか、同じつながったものとして捉えて、時代に合った広報というものに変化をしていく必要があると思うんですけれども、例えば市報の特集、1面に特集とか掲載を毎回されていると思うんですけれども、過去5年間、12月1日号の特集は人権週間なんですね、過去5年間、毎年人権週間、毎年人権週間が来ていますから、それでもいいんでしょうけれども、本当にその年の12月1日に人権週間が一番市民の人に伝えたかったことなのか、一番市として重要なことなのか、そういうことを検証して、あの限られた紙面で、限られたお金で、わざわざ全戸配布というか、全戸に配る広報の重要性を考えたときに、ルーティーンのように12月1日号は必ず人権週間というふうになっているのは、私はちょっと疑問を感じるんですけれども、市報の特集とか、何を掲載するかということは、どうやって決めているのでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 掲載に当たりましては、早過ぎないように、またタイミングよく情報をお届けするというのが基本ではございますが、今ございましたように、人権週間、あるいはその他の大きなイベントにつきましても、その周期性というものを市民の皆様にお伝えすることも重要であるというふうには考えております。ただ、自動的に12月は人権週間が1面かといいますと、行政内の重要な情報等、全部見渡した上で、その辺のバランスはとって、その優先するものが出てくれば1面のほうは、また違う情報になるということになってくると思います。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 発行する側の市というか、行政としては、市民に知ってもらいたいという気持ちでは、今のようにそのとき、そのとき早過ぎず、またタイミングよく、さまざまな情報を載せた市報であったり、ホームページもそうでしょうけども、そういう広報活動されていると思うんですけども、市民が購読率というか、どれだけ市報に興味を持って読んでいるかというような検証をしたことがあるのか。市民の意識調査では、結構広報を充実させてほしいという比率が非常に高い結果が出ていたと思うんですけども、充実してないって、逆を返せば充実してないなと思っているということだと思えますね。市民が、この広報は充実しているな、この市報は毎号何となく楽しみにして読まなきゃだな、重要だから読まなきゃならないなと思って、どれだけの方が読んでくださっているのかというのを、検証したことはあるんでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今市民意識調査ということで出てまいりましたが、平成26年2月に実施されました市民意識調査、こちらには市の情報の入手先ということで項目を設けさせていただいております。その中では、市報が主な入手先であるとお答えいただいた方が約84%いらっしゃいました。それに対しまして、ホームページとお答えいただいた方は16%でございました。また、市報を毎号読んでいるとお答えいただいた方は約62%、これらの数字は私も広報が今までホームページにも随分経費もかけましたし、手間もかけております。あとSNSでツイッターやフェイスブックも、ここで導入して力を入れてまいりましたが、まだ基本は市報なんだなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 確かに、そういう市報、やっぱり紙媒体がまだまだ強い、一定の世代を見たら、また変わった結果が出てくるかと思うんですけども、市民全体というところかというと、自分からとりに行くよりも、自動的にというか、手元に来る情報を一番優先的に見ていらっしゃるということになると思うんですけども、確かにそうすると逆に考えますと、市報は非常に重要なんだなという捉え方もできますよね、皆さんが市報を当てにしているという結果、皆さんでもないですね、毎号読んでいるのは62%ですし、8割以上の方が市報を一番の情報源としているということになっていますので、先ほども言ったように、市民の意識調査で広報の充実を望んでいる声も高いということになりますと、市民が望む情報であったり、読みたくなる紙面づくりであったり、読みやすいなと思うような、より有効な広報媒体にするための研究というか、庁内で検討したり、話し合ったりというようなことはやられたことはあるんでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今お話しございましたように、市報というのは定期的に月に2回、市民の皆様のお手元に届きます。ホームページのほうは、キーワード等で検索して入っていただければ、関心事のところへ到達します。市報は、ですから関心、もしくはそんなにない方でも1回お手にとっていただいて、次はどう開いていただくかと思えますので、今広報担当のほうで工夫しているところでは、数年前に比べますと、簡単な手法ではございますが、イラストを少し意識して散りばめております。なので、行政のかたい情報が箇条書きになっている間に、その内容に関連するイラスト等を挟みまして、ぜひその記事をスルーしないで読んでいただくという工夫をしているところでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） イラストを入れていただいたりということで、紙面がちょっと雰囲気が変わっているものを気づいているんですけど、ちょっとおもしろい例というか、あるこういう行政広報を研究されている大学の先生が調べられたことがあったんですけども、平成20年に後期高齢者の医療制度が変わったときに、東

京23区の自治体が、どういふにそれを広報に載せているかというのを調べたらいいですね。そのときに、後期高齢者の医療制度が変わりますというふうに、それこそ国から来たものを、そのまま載せたような行政用語がいっぱい載っているような広報がほとんどだったそうです。なので、75歳以上の方が対象のことでしたから、そんなの知らないよというふうに、病院に行ったときになつたりすることが多かったというんですけれども、唯一大田区だけが広報の一番最初に大きく「75歳以上の皆さん」というふうに載せたらいいですね。そういうような、市民が見てすぐわかるような表現の工夫とか、今イラストを入れたりということがあったんですけれども、その文言とか、表現とか、タイトルだとか、そういうものも秘書広報課のほうで工夫をしたり、手を入れたりということをするということでもいいんですか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今御紹介いただいたような手法は、今のところまだ勇気出せていませんが、市民の皆様を目をそこへとめていただくという工夫という意味では、すごく興味深いやり方だなというふうに思います。あとは紙面の都合上もごさいますので、余り大きな見出しもつけれないかもしれませんが、その辺はやはり記事の中身まで入ってきていただくという、まず第一歩をどういふにクリアにするかという意味で、考えていきたいというふうに考えております。

○15番（和地仁美君） まだ、そこまでいろいろ勇気というか、冒険ができないというお気持ちはわかるんですけれども、それはやっぱり発信する側の都合であって、受け取る側の立場に立ったことが一番いいことだというような目線で、いろいろな仕事というか、そういうことに当たっていただきたいと思うんですが、最初に今市が出している広報の種類について、いろいろと部門ごとに出しているようなものがあるということ、は一もにいもそうですし、まちづくりニュースもそうなんですけれども、最終的にはこうみんかんだよりも市報に挟むというお話があったので、例えばそれを一体化して一つのものにしたほうが、気づかれやすいであるとか、あとは一緒にこうみんかんだよりだけしか読んでなかった人が、市報の中に公民館のコーナーのページがあることによって、ほかの市報の情報にも目が行くだとか、逆もありますよね。こうみんかんだより、いつも読まなかったけど、市報はいつも読んでいる人がこうみんかんだよりと合体したことで、充実して予算もふえるからカラーになるかもしれないし、この間の市報は藻谷さんの講演会は公民館事業だけれども、市報の1面でしたよね。そういうこともあるわけですよね。市報だから認知した人もいたと思うんですよね、こうみんかんだよりではなくて。そういうようなことを考えますと、今庁内でいろいろな部門が出している紙媒体の広報物を一体化したほうが、より効果が出るんじゃないかとか、1回整理して、こうしたほうがいいんじゃないかというような発行物の棚卸しをして、より効果的な方法はないかということは、確認したことはあるんでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 改めて、その効果等を確認したことはございませんが、今ある部門ごとの紙媒体につきましては、恐らく最初は市報の中にコーナーがあるという程度で一括に出されていたんだと思うんですね。それにつきまして、何かのタイミングで法律が変わったですとか、補助金が大きくついたのでとか、これは大きく外へ別の紙媒体にして出そうということで、独立してきていると思いますので、それをもう1回もとへ戻してということでのメリット・デメリット等は考える必要があると思いますけれども、トータルでその辺は経費も含めて考える必要はあると思っております。

以上です。

○15番（和地仁美君） メリット・デメリットもトータルで、経費の面もということですが、ぜひ検証するときは、市民にとっての利便性と、市民によって、市民により理解されたり、気づかれたりするという、

市民側の目線でも、どっちのほうが便利かなとか、例えば右から開くと市報で、裏から開くと公民館だよりというのでは私はいいと思っているんですね。要するに、ばらばら入っていると見落とすということもあるのではないかというのは私のただの想像です。だから、検証していただいて、より効果的にいろいろなものを、情報を知っていただけるような工夫をしていただく必要があると思います。今いろいろ検証していないということでしたけれども、市のさまざまな事業計画であるとかには、最近必ずと言っていいほど、PDCAサイクルで検証して、また改善をしてやっていきますと、こういう丸い図が大体書いてありますね、全ての計画に。広報については、PDCAはやっていらっしゃるのでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 必ず決算ですとか、予算計上の際には、ここではどう力を入れていくとか、来年度はホームページのほうは、こういうふうにやっていくとか、そういう検証につきましては、係の担当の者と私でっております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 済みません、今のはやっているけれども、係の担当の者と秘書広報課長でやっていらっしゃることなんですけれども、例えば市報にいろいろな記事というか、情報が載りますよね。あれは、各担当する部署がつくったものを秘書広報課では、それを上手にレイアウトしてということで、文章をつくったりしているのは、秘書広報課ではないんですか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 各事業の原稿の内容につきましては、基本的には担当課でつくっていただきまして、その原稿が集まった中で、私ども広報担当が統一性を持たせたりですとか、割りつけをしたりという作業をしております。

以上です。

○15番（和地仁美君） そうしますと、年に1回検証していらっしゃるときは、具体的には何を検証していらっしゃるのでしょうか、広報の効果については。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 私どもの担当のほうで検証いたしますのは、広報の仕方ですとか、ホームページの取り組みですとか、そこにどのぐらい経費をかけていくとか、そういう検証の仕方しております。ですので、市報の構成、レイアウトの仕方云々というよりも、全体でどういうふうに関報は向かっていくのかというところの検証を行っているところでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） ということは、平たく言うと来年度の広報にかかる予算は幾らだから、どこに重くお金を投入してやっ行くべきだなというような、そういうことが中心になっているのかなと私は今イメージしたんですけれども、広報したことによって、こういう反応があったとか、こういう効果があったとかというような検証はされるんですか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今まで例えば1年取り組んだ中で、予算の枠の範囲ということよりも、各市の取り組みの状況も意識しておりますので、あとは市民の皆様からも御提案いただくケースも随分あります。そちらを市の広報としては、どう生かしていけるのかという視点で再度予算計上、あるいは主要事業計画の際には検証しているところでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 今の御答弁聞いて少し安心したんですけれども、一般的に自治体間競争が激化している今の時代において、各種施策の取り組みは皆さん近隣他市とか、同じような自治体を意識して負けないぞで

はないですけれども、いろんな取り組みはされているというのは、現実としてあるんですけれども、やっていることを市民に知っていただいたりしなければ認知されませんし、いい制度があっても利用されないの、取り組みは競争社会に合ったような感じでやっているらしいんですけれども、どの自治体も。広報については、自治体間競争を意識した広報、あちらのライバルではないんですけれども、あそこの市よりも、こういう広報したほうが市民に認知がされていて、いい効果が出ているというような、広報における自治体間競争への意識が欠如している自治体が多いというデータが出ているんですけれども、当市においては広報についても、その自治体間競争時代に合った他市よりも、よりいい広報していこうという意識を持って取り組んでいるという理解でよろしいでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今和地議員から言われたとおりでございます、特にお隣の武蔵村山ですとか、近隣の立川、昭島あたりとは、頻りに情報交換等もしておりますし、マスコミの記者さんも一緒に入っていたいて、その中での議論もしておりますので、例えば隣の市よりも早く同一の記事であれば先に出そうとか、フェイスブックも先に出そうというような競争は意識してやっております。

以上です。

○15番（和地仁美君） と申しますのは、やはり壇上でも申し上げましたとおり、行政の広報の重要性と位置づけというものが、格段と上がっていると思うんですね。その一つとしては、当市でもせんだって完成した協働の指針という職員向けのもがあると思いますけれども、本当に協働とか、市民と一緒にいいまちづくりをしていこうとした場合、市民としては前向きに考えたときに、何か協力したい、参加したい、やってみたいという意欲があっても、情報がなければ動けないですし、あとはもう一つ行政がこんなに頑張っているんだ、こんな熱い思いでやっているんだというのがわかれば、今までそんなことを気にしなかった人の興味を喚起できたり、一緒にここだけは私も頑張れるというようなものになるためには、広報って非常に重要だと思うんです。なぜなら、市民が行政と触れ合えるところは、唯一とは言いませんけれども、ほとんど市報なんですよね。なので、その部分で言うと今後協働をやっていく上で、協働の指針のほうにも書かれていましたけれども、市民に対し、事業への参加や連携につながる適切な情報提供を行うことというのが、一番最初に載っています。ということは、全職員に広報の重要性と広報マインドを身につけさせる必要があると思うんですけれども、この指針に書かれている適切な情報提供を行うことという最初の文言に対しての具体的な取り組みというものは、計画もしくは既にやっているか、何かあるんでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 今お話にありました東大和市職員の市民協働の推進に関する指針を、ことし2月に策定いたしました。これにつきまして、今年度は職員向けの研修を2回ほど行う予定でございます。今議員のほうからもありましたように、その指針の中に市民の皆様が市の事業に参加するきっかけとなるように、適切な情報提供を行っていくということを指針に一番最初に、職員の基本姿勢として書いてございます。ですので、その点も含めた上で職員の理解が深まるような研修を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 市民に向けた広報は、3つの「せる」があるかどうかという検証をしたほうがいいというのが言われているんですけれども、知らせる、わからせる、動かせる、この3つをポイントとして、庁内にある、もしくは行政の中にある情報を、どういった視点で、それを市民に伝えていくかということ、ぜひその研修の中でも、この広報感覚のようなものを身につけさせるような内容をやっていただきたいと思うんですが、そこら辺は広報課長のほうを担当で、そのような内容も盛り込まれていくんでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 私ども広報担当のほうでも、各課の代表として広報連絡員という方をお願いしております、こちらの市報ですとか、ホームページの担当窓口、あるいはパイプ役になっていただく方ですけども、各課1名を選出していただいている方です。定期的に、その方々に説明会、あるいは今年度はこういうふうなところを注意して取り組んでくださいというような説明もさせていただいていますので、再度そういうところで、もう一度徹底してまいりたいというふうに考えております。

○15番（和地仁美君） その広報連絡員という方は、各課で1人ずついらっしゃるということなんですけれども、広報連絡員の方は広報を充実させたり、広報に対する責任というか、ミッション的な気持ちを持って、それに取り組んでいらっしゃるのか。それとも、自分の部でやったり、課でやっている事業を広報に伝達する伝達係みたいな気持ちでやっていらっしゃるのかで、大分効果が違うと思うんですが、そこら辺の職務というか、その存在の重要性みたいなものというものは、認知というか、全庁的にそこら辺は認識は同じ認識で取り組む役割となっているんでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 現実から申し上げますと、若手の職員もかなり入っておりますので、伝達的な役割の方もいるかもしれませんが、課の代表として入っていただいていますので、私どもの広報としての意図を確実に伝達で伝えていただいて、原稿は各また担当者が別につくりますので、その中には盛り込んでいただけるように周知してまいります。

以上です。

○15番（和地仁美君） 今の庁内の広報体制や、いろんなことは大分わかってきたんですけども、先ほど1年に1回検証するというお話があったんですけども、例えばほかの自治体なんかでは、広報に関するルールとか、それこそ先ほどの協働指針じゃないですけども、広報の指針的なものも全庁的に共通したものを持って取り組んでいるというところもあるらしいんですけども、特にそれをやってほしいということではなく、東大和市としての広報の戦略みたいな計画とか、戦略みたいなものというものは、今現在あるんでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 例えば基本計画に一文で載せるような大きな戦略としては、明文化されたものはございませんが、何しろ市のPRをしていくという一本の大きな柱は今ございますので、いろんなところで報道機関等への情報提供もありますし、市民の皆様へのわかりやすい情報の伝達につきましてもありますので、その枝葉の部分の研究して、庁内でこれから検証してまいります。

以上です。

○15番（和地仁美君） 戦略というと、非常に仰々しい言い方になっちゃうんですけども、今市をPRしていくと言いましたけど、PRとアピールと、またちょっと混同されている、今一般的に混同されているんですけども、PRというのはリレーションですから、市民に向けての情報提供するのであれば、そのリレーションシップが築けるもの、もしくは市民が同意をして共感をしたり、理解をして、それで市内の世論というか、そこを形成して、より行政と市民の信頼関係を形成するということが、PRには意味として含まれていると思うんですね。これは東大和市がそうだとかというよりも、一般論なんですけれども、やっぱり行政はいろんなことをやっているの、知らせなきゃいけない情報もいっぱいありますし、紙面は限られているし、平等にと、無難に、余り冒険をしないようにとか、そういうやっぱり体質があるので、どこの自治体もそうなりがちらしいんですけども、例えば広報することで、出すことで、もう終わりになる、出すことで達成感みたいな形になっているところが多くて、悪い言い方をすると、何か市民の方から言われたりしたときに、いや市報に載せてありますから、市報に載せたというアリバイをつくりたい、アリバイ広報になりがちだとか、あとは

何か大きなことをスタートするときは、ばーんと載せるから、それは何か始まったんだなとわかるけど、その後どうなっていくのかなとか、どういうふうにな効果があるのかなというのがわからない、最初だけやる、やりっ放し広報というふうな形になりがちだと言うんですけれども、私は一つこれ提案させていただきたいんですが、例えば今市内では先ほど質問にも出た総合福祉センターもそうですし、あと給食センターとか、大きなもの、大きな事業がありますよね、目に見えるような。男女共同参画でもいいんですけれども、いろいろな事業を計画するときに、そこの一番下の時系列でもいいですから、広報計画というのでも載せて、一番タイミングのいいときに、市民の方が興味を持ってもらえるような形でプロセス広報のような事業計画をつくるべきだと思うんですけれども、今そういったものはあるんでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） いろいろとお話しお聞かせいただきましたが、まず最初に市報を含めまして、市のほうがいろいろな情報を発信するもの多々ございます。私たちが全庁的に一番考えなきゃいけないものとしましては、市からの発信でございますので、まず正確な情報、これを確立して、これを発信すると。市民の方に確実な伝え方ができたらなというふうなところで、今いろいろと和地議員のほうから御提案なり、御意見をいただいたというふうにな今思っています。

その中で、大きな大規模な事業、そのようなものを年数がかかる事業も今ここで実行のほうに、実施のほうに移しますが、そういったものをうまく市民の方にわかるような伝え方をということでございますが、私どももそういうふうにな思っています。今まで、そのような大規模な事業、そうしょっちゅう毎年あるわけではございませんので、ここで実行に移す事業等を市民の皆様にタイミングよく情報提供し、建設の途中であってもいろいろな御理解、御協力をいただかなければいけないというふうにな思っておりますので、今後そのようないろいろな段階を経た情報を市民の皆様に情報提供するということは、一つここで私どもも考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） ぜひ、そのようにしてほしいと思います。一番最初の節目のところは、大きな記事になったとしても、その後小さい囲みでもいいので、例えば給食センターは何々、ここまで決まりましたとか、今こんなところですか、ちょっとした情報があると、とっても身近なことにも感じられると思いますし、逆にちょっと例えばうるさいとか、工事がうるさいとか、ちょっと思っている人も、そういうところを今こういう段階なんだという理解をいただけたとか、いろいろな効果があると思うので、ぜひとも大きな事業とか、そのものをつくるだけじゃなくて、男女共同参画とか、何か力を入れるものについては、そのプロセス、今ここまで進んでいますよとか、こういう状況ですよというの、紙面に限りはあるでしょうけれども、載せていただけたらいいなと。

あとは、もう一つ事業評価を皆さん自分たちで毎年されているじゃないですか。どこまで達成したとか、来年度はこうだとか、その中に広報のことを評価する欄を設けるというのも一つ御検討いただければなと思います。要するに、この事業について知ってもらいたいという部分で確実に市民の方に知ってもらえたのかとか、もう少しこういうことを広報しないと、例えば問い合わせが多くなっているとか、そういった広報の重要性が高まっているから、そういうことも事業の評価の中に一つ入れられたらどうかなというのは、これは提案です。全部の事業が対象になるとは思いませんけれども、広報は対象なしというコメントが入る事業があってもいいので、より市長の答弁にあった透明性のあるとか、市民の方に開かれたという意味でいうと、どの事業も少なからず広報にかかわってくると思うので、事業評価の中で市民に対する広報について、自分たちで評価をする

ということを年に一度やられてはいいかなというふうに思っております。

あとずっと今まで広報、広報ということで、お話しさせていただいていたんですけども、壇上でお話ししたように、PRという言葉が入ってきたとき、ほとんどの当時46都道府県のうち、43都道府県がその英語を広報って訳したので、広報になっているらしいんですけども、3つの都道府県が広聴と訳したらいいんですね、広く聴く。ですので、広報というといつも行政側からの発信という部分が、どうもクローズアップされるんですけども、実は今後協働という部分を考えても、広聴という部分の生かし方というのも必要だと思うんですけども、市長が開催されているタウンミーティングとか、さまざまな無作為で選んだ方にアンケートを送りましたというようなことも、市でもよくやっていたらと思うんですけども、広聴活動というようなものは、適宜行われていて、それが広報にどのように生かされているのか教えていただきたいと、何か事例がありましたら教えていただきたいと思います。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今広聴につきましても、私ども秘書広報課の中に担当部署がございます。1月の市報のほうに盛り込みますけれども、市長への手紙、それからホームページでも市への御意見、御要望ということでメールをいただけるようになっております。そのような中にも、例えば市報を横書きにしたらどうかという御提案がありましたし、もう少しカラーページにして見やすくしてほしい、あるいは字をお年寄り向けに大きくしてほしい、それから子供向けの広報をつくったらどうかという御提案もあつたりもしましたので、それぞれいろんなメリット・デメリットがございますので、それにつきましては、広報担当、あるいは広聴からも意見をもらったりしまして、検証はしているところでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 意見をもらったものは反映したり、あとは検討したりということですけども、もらったものを、よく市長への手紙の回答とかをホームページで載せていたりとかするような自治体もありますけれども、受け取ったもののレスポンスというものは、広報の中では今のところは当市では出すような取り組みはされていないということでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） いただいたことへの回答等は、広報紙等の中でも行ってはおりません。

以上です。

○15番（和地仁美君） 余り、ほかの自治体の例で、こんなのどうですかというと、事情が違うので無理な注文みたいになっちゃって恐縮なんですけれども、一つ鈴鹿市がメールモニターというのをやっています。メルモニというのを、今回商標登録か何か自分たちの自治体の独自のものだということで、登録されたようなんですけれども、鈴鹿市は20万人ぐらいの人口らしいんですけども、14歳以上の方がメールモニターに登録をできるそうです、14歳以上だそうです。大体今六、七千人ぐらいの方が登録をされているようなんですけども、簡単な市民意識調査のアンケートですよね。アンケート的なものを、携帯のメールとかにぱっと送ると、ちゃちゃっと答えられるようなものだそうです。それを、この間男女共同参画の特集のときに、男女共同参画何とか宣言都市になりましたというのが特集であったんですけども、その男女共同参画について、どう思いますかという簡単なアンケートをとったのを、今うちの市民の方のメルモニの方の意識は、こんな感じですよという感じに紙面に載せている。なおかつ、男女共同参画担当の女性の職員の方が、こういう気持ちで取り組んでいきますと顔写真入りで、その事業にける思いを載せているというような、広報の体裁だったんですけども、ぜひとも答えたら知りたいと思う部分もあると思うので、そういった簡単にできる意識調査みたいなツールも、ぜひ参考にさせていただければと思っております。

うちの市報はイラストが多くなってきたのはわかるんですけども、一つ確認したいことがありまして、職員の顔出しというのはできないんでしょうか。というのは、今回この質問をするに当たって、いろいろなところの自治体の広報を見たんですけども、やっぱり人の熱みみたいな、人を感じるものって読みたくなるし、その人の言葉で語っていると、よく市役所も頑張っているんですというのが伝わるといえるか、そういった効果もあるんだと思うんですけども、今までうちの市では担当職員が、こんなふうに頑張っていますとか、今こうやっていますみたいな感じで紹介といえるか、自分が自分の言葉で語るようなコーナーを見かけたことがないんですけども、それはやったことがないのか、もしくはできないのか、そこら辺はどういう御事情なんですか。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時52分 休憩

---

午後 4時 2分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副市長（小島昇公君） いろいろな御提案をいただきまして、ありがとうございました。

冒頭の御質問の中で、東大和市のPRは下手だという冒頭、職員も言っているような質問がありましたけど、議員さんが一番感じているんだなというふうに感じました。そして、正直言わせて、例えば流山市と私どもの子育ての関係のいろいろ比較して見ているんですけども、やっていることに余り大きな違いはないと思っているんですね。流山市になくて、うちでできているもの、その逆もあるんですけども、そういう中でもやはり流山は母になるなら流山市ということで、かなり全国的にもよくやっていますよという知名度があると。この辺のところは、外へうまく情報を出していけるかどうかというところが、余りうまくないなというふうには私どもも認識しております。

さっき職員の関係は、基本的には職員のは出さないんですけども、職員が市報に出ているのは後ろ姿が市民の人のまずいときに出ているようなものしか余り出てないんですけども、あれを積極的に出していくのは、今の段階では考えておりません。ただ、市報を含めた市の広報について、いろいろ課題があって努力は職員も一生懸命させていただいております。しかし、私どもはプロですから、結果として税金を納めていただいている市民の皆さんが、大和はこんなことをやっているんだというのを、やっぱりよく認識をしてもらうことは、私どもの責務だというふうに考えておりますので、御提案をたくさんいただいたものも含めて、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） そろそろ終わらなきゃいけないのかなとも思いますが、今プロなので責務だという、非常に心強い御答弁を副市長からいただいておりますけれども、とはいえ広報というのも結構専門職的な部分もあると思うんですよね。だから、世の中広告代理店というような広報を専門として業がやっているとすることもありますので、ただ市のほうで広報の専門家であったり、経験者という方を、それだけのために採用できるかというところ、それもちょっと現実的ではないなというふうには思います。市報の内容を見直していただきたいというときに、市民目線で市民のわかりやすい、先ほどの副市長の御答弁の言葉をかりれば、より市民の方に理解していただける、知っていただける表現や方法はないかというときは、やはり当事者を巻き込んでというやり方も一つありなのかなと思っています。

今回の市報の1面の下のほうで、は一もにいの編集委員を募集していましたよね。先ほど、お聞きするとは一もにいは年に1回しか発行されないということでしたけど、その1号をつくるために市民の編集委員を市報で募集されていましたけれども、そのような形で例えば会社をやめて何しようかなと思っていて、企業内で広報の関係をやっていた方というのを、市民の中にいるかもしれないですし、市民の目で見ても市報をみんなでモニタリングじゃないですけど、ここがこうだったら、もっと読みやすいのにねという意見交換会みたいなのをやっていただくとか、あとは今市民の記者の方のコラムみたいのがありますけれども、そうじゃなくてももっとちゃんとした知ってもらいたい情報を、どうやったらもっと知ってもらえるかという形で、市民編集者じゃないですけども、そんなような形で御協力いただこうになれば、今とても大変な庁内であっても、そんなに負担なく少し改善ということが出来るんじゃないかと思いますが、豊島区は大学生記者という、大学生にちょっと紙面を任せたりしているようなところもあるようですけども、そんな形でいわゆる市民を巻き込んで市報をつくるようなことを検討されたこととか、そういうことは今後やっていけそうかということについては、どのような見解をお持ちでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 過去の検討というのは、市民の人のお力をかりたいというのは、協働指針を掲げておりますから、当然そういう考えはございます。今のは御要望いただいたということで、今後に生かせればと思います。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） いろいろと種々申し上げましたけれども、先ほどの副市長の答弁が、まさしく私も思っているところでして、同じようなことをやったり、それ以上のことをやっているのに、何かいま一つ認知されてなかったり、評価が低かったり、もしくは誤解をされて何か過小評価までされてしまったりという部分のことは、とても残念に思う部分は私もあります。ですので、市民協働、その透明性とか、正確な情報をやる責任というところのもう一つ上の段階の市民とともに歩むために、同じ情報を理解してもらいましょうみたいな、やわらかい言い方をすると、市民へのラブレターぐらいの気持ちで、こちらの気持ちが伝わらなければ相手は動いてくれませんし、知ってくれませんから、どんなに手紙を書いても伝わらなければデートにあらわれませんから、やっぱりそういうふうに市民が動きたくなるような、お金をかけてせっかく出しているものですので、そういう気持ちでちょっともう一度市報や、ほかの広報物全体を見直していただいて、市民が本当に東大和に住んでいてよかった、東大和頑張っているなというふうに思われるような効果的な広報を、今後ますます研究して進めていっていただきたいなというふうに思っております。

以上で、私の一般質問を終わりにします。

○議長（関田正民君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 中間建二君

○議長（関田正民君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

[18番 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成27年第2回定例会における一般質問を行います。

私自身、4月26日の市議会議員選挙4期目の当選をさせていただくことができました。選挙で掲げた政策、公約を一つでも多く実現をすべく、公明党の議員として全力で議員活動に挑戦をしてまいる決意でございます。

何とぞ、よろしくお願いを申し上げます。

さて、4月26日に行われた市長選挙におきまして、尾崎市長は見事に2期目の当選を果たされました。まことに、おめでとうございます。本来であれば、選挙後初めての今定例会においては、市長自身の2期目にかかる意気込みを所信表明という形で伺いたかったわけではありますが、所信表明が行われる予定にはなっておりません。

そこで、まず初めに尾崎市長の2期目の新しい4年間のスタートに当たって、この4年間で目指す市政運営の所信について伺いたく、次の3点について、お尋ねいたします。

1として、どのようなまちづくりのビジョンを持っておられるのか。

2として、市長が目指すまちづくりのビジョンを実現していくには、各施策について、具体的な数値目標等を示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3として、市長が目指すまちづくりのビジョンについて、積極的に情報発信を行っていくべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

次に、地方創生における子育て支援策について伺います。

さきの市長選におきましては、尾崎市長は選挙公約の柱に、日本一子育てしやすいまちを目指すことを掲げておられました。今我が国が本格的な人口減少社会に突入した中で、政府が目指す地方創生の取り組みにおいては、公明党が一貫して取り組んできた子育てを社会全体で支援をしていく、子供優先の社会、チャイルドファーストを推進していくことが、最重要課題となっております。そういう中で、市長みずからが日本一の子育てしやすいまち東大和を掲げられたことは、大いに評価できるものであり、私も大賛成であります。一方、まさに日本一を目指す施策を進めていくからには、当市の現状を客観的に分析しつつ、今後実現していこうとしている具体的な施策について、明らかにしていくべきと考えます。

そこで、1として、市長が目指す日本一の子育てしやすいまちについて、以下の点について、お尋ねいたします。

アとして、改めてなぜ日本一の子育てしやすいまちを目指すのか。

イとして、当市の現状についての認識は。

ウとして、市の目指すまちづくりの中心施策に子育て支援の充実を掲げ、着実に30代の子育て世代の人口増加を果たしております大きな実績を上げている自治体として、千葉県流山市が有名であります。この流山市と比較して、当市に不足しているものは何であると認識をしているのか、お尋ねいたします。

2として、今後当市において具体的に取り組むべき課題について、以下の点について、お尋ねいたします。

アとして、子育て世代包括支援センターの設置の考えは。

イとして、駅前送迎保育ステーション事業、トワイライトステイ事業など、多様な保育サービスの充実の方向性は。

ウとして、学童保育の定員増や預かり時間の延長は。

エとして、放課後子ども教室と学童保育の一体的運用の考えは。

オとして、産後ケア事業、産前産後サポート事業の充実は。

カとして、結婚支援の考え方、新婚家庭の定住策について伺います。

次に、まちの魅力を創出するための文化・芸術の振興について伺います。

尾崎市長の1期4年の市政運営を拝見する中で、市長自身、文化・芸術の振興については深い思い入れがあ

るものと受けとめております。私は、これまで当市の貴重な文化財である戦災建造物の平和事業への活用と充実を一貫して訴えてまいりましたが、尾崎市長には大いに賛同していただいているものと理解をしております。また、ハミングホールや公民館を活用した文化・芸術の振興、文化協会の皆様を中心とした市民文化の創造活動についても大いに評価できるものであります。一方、今後さらに当市の文化・芸術振興を図っていく上では、（仮称）郷土美術館の整備や当市が所蔵を進めております吉岡堅二画伯の作品の所蔵管理と紹介については、さまざまな課題があると考えております。

そこで、1として、まちづくりの中心軸に文化・芸術の振興を位置づけていくための方策について、以下の点について伺います。

アとして、当市の現状についての認識は。

イとして、（仮称）郷土美術館の将来的なイメージと開設までのスケジュールの見通しは。

ウとして、吉岡堅二氏の作品の所蔵管理の状況と今後の方向性は。

エとして、郷土博物館における吉岡堅二氏の作品の展示の状況は。

オとして、これまで公明党として一貫して訴えてまいりました文化・芸術振興条例の制定について、どこまで検討がなされているのかについて、お尋ねをいたします。

最後に、青パトによる防犯対策の強化について伺います。

青パトによる防犯パトロールにつきましても、私は初当選以来、青パトの導入からパトロールの強化まで、一貫して取り組みの充実を訴えてまいりました。約10年にわたって、平日毎日子供たちの下校時の見守り活動を行っている取り組みは高く評価をしております。現状の成果を踏まえつつ、さらなる充実に向けて、以下の点について、お尋ねをいたします。

1として、青パトにドライブレコーダーを搭載することで、防犯対策の強化を図ることができないか。

2として、パトロール中に放送する音声や音楽、メロディーの見直しの考えについて伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては、答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。

〔18番 中間建二君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、2期目のまちづくりのビジョンについてであります。私は東大和市を夢のあるまちにしたいと考えております。夢のあるまちを実現するために、2期目につきましては、日本一子育てしやすいまちづくりに重点を置くとともに、1期目に掲げました住みよい活気のあるまちづくり、環境にやさしいまちづくり、福祉の行き渡ったまちづくり、地域力・教育力の向上、財政の健全化、市民とともに歩む市政運営の6つの施策を引き続き推進し、この7つの施策が2期目のまちづくりのビジョンであると考えております。日本全体では少子高齢化が進行し、今後人口減少社会が到来することが予想されております。東大和市におきましても、同様に人口の減少が見込まれております。このような中、東大和市に住みたい、住んでよかったと思っただけのような夢のある魅力あるまちづくりを実施してまいりたいと考えております。このための重点施策として、日本一子育てしやすいまちを目指すということでもあります。事業としましては、出産から育児までの切れ目のない少子化対策の充実、待機児童の解消、地域力・教育力の向上、公園の特色化などを考えてまいります。そして、子供たちへの投資が将来の東大和市への投資であると考え、東大和市の10年、20年先を見据えて、市民の皆様とともに市政運営を行ってまいります。

次に、各施策の具体的な数値目標等についてであります。それぞれの施策や事業の実施に当たっては、数

値目標等を示すことで、その進捗状況や達成度がわかりやすくなるものと考えております。また、市では施策の推進に当たっては、第四次基本計画や個別計画などに基づいて実施しているという状況であります。私がビジョンとして持つ目標と、第四次基本計画や個別計画などの目標との整合を図り、数値目標等をお示しできるものについては、お示しすることに努めてまいります。

次に、市民への情報発信についてであります。これまでに本庁舎3階の市政情報コーナーや玉川上水駅前のふれあい広場など、情報発信の拠点整備を進めるとともに、庁議資料の公開などにも取り組んでまいりました。今後も市民協働を推進し、市民の皆様とともに歩む市政運営を目指すに当たっては、公開すべき情報を積極的に公開し、市民の皆様との情報の共有化を進めて市政の透明化の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、日本一子育てしやすいまちを目指すことについてであります。現在少子化が進む中、子供や子育て世帯への支援を推進し、充実することは、将来の東大和市を支える世代への投資につながるものであります。人口減少問題を解決するには、当市で子供を産み育てる世帯をふやすことが重要であり、子育てしやすいまちづくりの推進を最重要施策と考えております。今後日本一を目指し、子育て支援施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、現状についてであります。平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、当市では東大和市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援施策の推進に努めているところであります。

次に、千葉県流山市との比較についてであります。流山市は昭和42年に市制を施行し、水と緑の豊かな自然が息づく環境にあり、交通網の発展により都心への近郊圏として発展した当市の環境に似た生活文化都市であります。また、流山市は早くから子育てに力を入れているまちとしてイメージを展開し、そのことにより子育て世帯の転入超過割合が全国でも上位の市となったと認識しております。流山市では、市の公式ホームページで母になるなら流山市、子育てしやすいまちのイメージを強く打ち出して、子育て世代の増加に成功しております。

次に、子育て世代包括支援センターの設置についてであります。厚生労働省では妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して、総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターの整備を進めております。このセンターには、保健師やソーシャルワーカー等を配置し、妊娠から出産、育児まで、きめ細かな支援や相談を行うことにより、地域における子育て世帯の安心感を醸成するものであります。現在当市での設置の計画はございませんが、保健センターで実施する母子保健事業と子ども家庭支援センターで実施する子育て支援事業が連携し、切れ目のない支援に努めているところでございます。今後も国の動向を注視し、情報の収集に努めてまいります。

次に、多様な保育サービスの充実の方向性についてであります。駅前送迎保育ステーション事業、トワイライトステイ事業などにつきましては、そのニーズや問題点、課題の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、学童保育の定員増や預かり時間の延長についてであります。東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査等におきまして、学童保育の定員増や時間延長に関します意見をいただいております。定員増につきましては、基準を遵守した上で柔軟に対応してまいりたいと考えております。また、時間延長につきましては、平成26年4月より土曜日及び長期休暇中の開所時間を8時へと30分早めたところあります。今後は、閉所時間の延長実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、放課後子ども教室と学童保育の一体的な運用についてであります。放課後子ども教室と学童保育との一体型は全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等において両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動に参加できるものであります。今後、放課後子ども教室と学童保育所の連携により、一体型機能の確保を目指してまいりたいと考えております。

次に、産後ケア事業、産前産後サポート事業についてであります。東京都から事業実施要綱等が出され、内容が示されたところであります。今後、市内の子育てに関連する地域の社会資源や先進市の事例等の情報収集を行うとともに、調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、婚活支援や新婚家庭の定住策についてであります。市におきましては、将来的に人口の減少が見込まれており、東大和市で結婚し安心して子供を産み育てることができる環境を整えることは、重要であると考えております。婚活支援や新婚家庭の定住策につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する中で、検討する項目に上がっているところでございます。

次に、まちの魅力を創出するための文化・芸術の振興についてであります。文化・芸術は人々の暮らしに豊かさと潤いをもたらすものであると同時に、まちの魅力と活力の源でもあります。こうしたことから、市の第二次基本構想の中でも「豊かな人間性と文化をはぐくむまち」を基本目標の柱の一つとして位置づけをし、ハミングホールや郷土博物館などを中心に事業を展開しているところであります。文化・芸術の振興につきましては、すぐに見える結果が出るものではありませんが、引き続き市民の皆様が心の豊かさを実感できる事業を実施してまいりたいと考えております。

なお、まちづくりの中心軸に文化・芸術の振興を位置づけていくための方策につきましては、教育委員会並びに担当部より説明をお願いいたします。

次に、青色回転灯パトロールカーにドライブレコーダーを搭載することについてであります。青色回転灯パトロールカーは平成16年12月に一般車両で事業を開始し、平成19年9月から現在の車両を導入しました。子供たちの安全を確保するために、小中学校及び学童保育所等を中心とした防犯パトロールを実施しております。現在の車両は8年近く運用し、走行距離も10万キロメートルであることから、更新を検討する時期となっております。ドライブレコーダーの搭載については、車両の更新時に検討したいと考えております。

次に、パトロール中の放送内容の見直しについてであります。青色回転灯パトロールカーの運行中の放送につきましては、通常放送と特別放送の2種類の放送をしております。通常放送は「子供たちの見守りと地域の安全のために、防犯パトロールを実施しております。」と放送しております。不審者情報や振り込め詐欺等があった場合には、その内容の放送をする特別放送に切りかえております。また、昼の時間帯に児童施設等の近くを通過する場合には、放送とめたり、音量を小さくするなど、周辺環境に配慮した運行を行っております。放送については、市民の皆様が理解が不可欠であると考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、（仮称）東大和郷土美術館の将来的なイメージと開設までのスケジュールの見直しについて御説明いたします。

（仮称）東大和郷土美術館につきましては、平成23年度、24年度の2カ年で関連用地も含めまして、用地を取得いたしました。また、作品につきましても、平成25年度に吉岡堅二氏の御尊父である華堂様の作品も含め、御子息が所蔵する全ての作品をデータベース化いたしました。今年度は、吉岡画伯が生前集めた工芸品類や写

真のフィルムなどが数多くあることから、これらについても調査を進め、データベース化を進めてまいります。現状では、当市が所有する作品が少ないことや、母屋を初めとする建物の改修が進んでいないことなどの理由から、将来的なイメージや開園までのスケジュールにつきましては、明確になっておりません。そのため、当面は資料等のデータベース化や作品等の寄贈、寄託に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、吉岡堅二氏作品の所蔵管理の状況と今後の方針についてであります。御子息の所有する作品がデータベース化されたことから、昨年度その全てを郷土博物館に寄託いただきました。作品の保管につきましては、温度、湿度の管理が行える郷土博物館の特別収蔵庫にて保管をさせていただいております。また、平成25年度から年に三、四点ではありますが、額装を施した上で作品の寄贈を再開いたしましたので、今後も御子息と調整を図らせていただく中で、作品の収蔵に努めてまいりたいと考えております。

次に、郷土博物館における吉岡堅二氏の作品展示の状況についてであります。これまでも年2回の特別公開の際には、御子息から作品を何点かお借りする中で展示をしております。また、平成25年8月には嘱託職員として日本画を専攻した美術の学芸員を採用することができましたので、郷土博物館の企画展示室において、1カ月程度の吉岡堅二作品展を実施するとともに、2階の常設展示室の畳部分のスペースを吉岡堅二コーナーとして開設したところであります。今後も引き続き、このようなスペースを有効活用することで、PRに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民生活課長（田村美砂君） 担当部より文化・芸術振興条例の制定について御説明させていただきます。

条例の制定につきましては、文化活動の振興のため文化振興施策の長期的な指針の策定について、検討を進める必要があることは認識しているところでございます。文化・芸術は非常に広範囲であり、検討に当たりましては、市民会館を中心とした芸術・文化の鑑賞や市民団体の発表の機会の提供、また教育委員会で行っている市民団体等の文化活動に対する育成、支援などを踏まえながら、総合的に検討を進めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それでは、再質問に入る前に先ほど壇上で通告に基づきまして、婚活支援と申し上げるところを結婚支援と申し上げたようでしたので、婚活支援ということで訂正させていただきます。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

初めに、尾崎市長の2期目の市政運営について、まちづくりのビジョン、所信表明という形でぜひ示していただきたいということで、お尋ねをいたしました。

御答弁を踏まえ、基本的には1期目の内容プラス日本一子育てがしやすいまちを目指すということで受けとめてよろしいのでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 市長が先ほどお答えさせていただきましたとおり、1期目に日本一子育てしやすいまちづくりを加えるということでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今東大和市のホームページには、市長所信表明というものが掲載されておまして、平成23年第2回市議会定例会で所信を表明しましたということで、先ほど市長が御答弁された内容が掲載をされております。この基本姿勢としては、それを継続するという点については、それはそれで構わないとは思いますが、しかしやはり1期4年仕事をされて、さまざまな評価をいただいた中で今回2期目のスタ

一トに入るわけですから、本来であれば1期4年の成果、実績を市長みずからが総括された上で、この新しい4年間をどういうふうに市政運営をしていくのか、どういうまちづくりを目指していくのか。当然市の長期計画、基本計画等は当然あるわけですが、しかし市長の任期は、あくまでも4年の任期しかないわけですから、市の長期計画は長期計画、これに整合性を持たなきゃいけないことは当然ですが、しかし市長として、この4年間で何をなしたいのかということについては、私はもっと踏み込んで発信をしていくべきではないかと考えておりますけれども、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 1期目4年につきましては、議員の皆様のお力添えをいただいたということで、非常に大きな課題を少しずつではありますが、進めることができたというふうに考えております。そして、まだそれが解決をしたというところまで至ってない大きな課題はたくさんあるわけですから、それを引き続き続けると。それから、先ほど申し上げましたように、やはり市の10年、20年先を考えたときに、少子高齢化の流れは東大和市にも間違いなく来ると。今東京の中にありますので、東大和市は先ほど千葉の流山のお話もございましたけれども、25歳から34歳の若年層の転入と転出の割合、転入が多いですよという割合が東京近県で3番目ということで、伸び率を誇っているわけではございますが、先々同じことが続くというふうには想定ができないというところで、やはり10年、20年先を見据えて、この2期目では日本一子育てしやすいまちづくりというのを掲げまして、子供さんを育てる若い世代の方に1人でも多く大和に入っていて、市を活気のあるまちにしていきたいというふうなのが今回の大きな考え方です。

また、数値についてということも先ほど市長から答弁をさせていただきましたけれども、整合性のとれる範囲内で出せるものは数値も出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この日本一子育てしやすいまちを目指すことを、新たに選挙で政策に掲げられて、また市政運営の目標にしていく、中心軸に据えていく、これについては私は大賛成でございます。しかし、一方で4年前のこの所信を、このままでいいというふうに思っていられちゃうとすると、私はそうじゃないんじゃないかと思うんですね。4年前に当市が持っていた課題と、現状の4年後を迎えた中でさまざまな社会環境や国の政策も大きく変化、変化を遂げている中で、例えば平成23年の所信表明、考え方、施策の柱はそれを変えたくない、もしくは見直すべきじゃない、そのままでやるんだ。これは、いいかもわかりませんが、また一方でその中にさまざま述べていられちゃう検討していく課題や内容等については、もうほとんど決着の着いたものも、4年前の所信表明の中には盛り込まれております。例えば住みよい活気あるまちづくりの中では、市長は当初ウルトラCグルメの開発ということをおっしゃっておられましたけれども、これについては例えばうまかんべえ～祭を取り組んできた中で、これは誰もが認める市長の実績として定着しているわけですから、当然このうまかんべえ～祭をあわせて、どういうふうに展開をしていくのかということも、本来は訴えるべきでしょうし、また福祉の行き渡ったまちづくりについては、例えば総合福祉センターについては、そのあり方を検討するということでは言われているわけですが、これもこの4年間の中で、さまざまな努力がなされた結果として、今もう中身が決まり、今工事に入っているわけですから、これをいつまでここに載せていく、4年前の所信を載せていく必要があるのか。

こういうふうに見ていきますと、本来この4年間の中で決着が着いたもの、形ができたもの、前に進んでいるものについては、それを次はどう発展させていくのかということについては、当然考えが、この4年間の中で市長自身がどうしていきたいのかということは、当然お考えがあるでしょうし、この6つの施策を維持する

ということについては、市長のそれが所信であり、基本姿勢であるというについては、それで結構ですけども、一方で所信の中身については、4年間の成果、実績を踏まえつつ、次の4年間で何をやるのかということについては、明確にしていくべき考えますけれども、いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 先ほど、お答えをさせていただきました件と重複するところがございますけども、1期目に掲げました6項目につきましては、非常に大きな課題がたくさんございました。それを、やはり議員さんたち、市民の皆さんのお力添えをいただく中で、一つずつ進めてきたということだと思っております。ですから、総合福祉センターを一つの例にとりまして、ようやく工事にたどり着けたというところでございますので、福祉の行き渡ったまちづくりの一つの市の総合福祉の拠点づくりにはたどり着けましたけども、実際にどうしていくかというのは、これから引き続き推進していくべきだと思っておりますし、地域力、教育力の向上をとりましても、少しずつ教育関係の環境の整備もできておりますけども、保護者の皆さんからの御要望にお応え全てできたというのには、まだほど遠い状況だということも認識してございますので、さらにそちらについても推進しなければいけない。ただ、財政の健全化につきましても、少し貯金ができたという状況はないわけではございませんけども、ここから先の公共施設をどうしていくかというようなことを考えたときには、とてもとても十分だということではございませんので、引き続きそこについても十分な配慮をしながら進めていなくてはならないというふうに考えてございます。

日本一子育てしやすいまちづくりというのが、それをベースに掲げることによって、今課題になっているほかの施策も高齢者のことも、障害者のことも、みんな一緒に進めるために、一番今必要だということで日本一子育てしやすいまちというのを、一番先に持ってきたということで御理解を賜われればと思います。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ですので、今おっしゃったように、まさにこの4年間の実績もあれば、また対応しなければいけない課題も当然市長自身が一番認識をされて、今御答弁された副市長も一番認識をされて、何ができて、何ができてないのか、次に何をしなきゃいけないのかということは、一番わかっているわけですから、これ今このタイミングで平成23年の所信表明を、どこかのタイミングでこれ見直しなければ、これずっとこの所信表明の内容が2期の間も、3期も、ずっとこれ掲載されていくわけですか、市のホームページで。そういうわけにいかないと思うんですよ。やはり、市長のこの4年間の中で何をなしていくのか。日本一子育てしやすいまちを追加した、その市長の政策、またまちづくりへの思いというものを形にしていく、本来はこの定例会がそのタイミングではなかったかというふうに思います。

何で、これをあえてまた申し上げるかというと、私、前任期のときに市長と何度か、このことでお話ししましたがけれども、市長がおっしゃる情報発信とか、説明責任とか、情報公開とか言っても、一番の市民が知りたい根幹は市長がどういうまちづくりを目指しているのか、どういうことを考えているのか、何が課題と思って対応しようとされているのか、これがやはり一番市民が知りたい情報だと思うんですね。だから、ここを市長として、また市として、この4年間の施策、目指すべきまちづくりを明らかにし、わかりやすい情報発信をしていかなければ、本来市長が一番掲げていらっしゃる情報公開だとか、説明責任からは離れてしまうんじゃないかなというふうに、私は感じておりますので、このタイミング、どのタイミングかわかりませんが、4年前の所信表明をずっと市のホームページに掲載していくわけには、当然いけないと思いますので、どういうふうにされていくのか、改めてこの任期のビジョンやまちづくりについて、わかりやすく市民に情報提供し、発信していくべきだと私は思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 今年度も予算につきましても、通年度の予算を編成させていただいたという中で、施政方針ということで、ことしはこういうことをやりたいというお話もさせていただいております。その機会、機会に市長の考えは出していければと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ですから、毎年、毎年の予算編成だとか、施政方針ということは、当然それは行っていくべきでありましょうし、今も平成27年度の施政方針については述べられている、市のホームページでも情報発信はされているわけですね。ですから、この4年間のまちづくり、市長の新しい任期のまちづくりをどうしていくのかということについて、どうビジョンをまとめて情報発信をしていくのか。これは、本来はこの定例会のタイミングだったと思うんですけども、所信表明はありませんので、これをどういうふうに取りまとめて情報発信をしていくのかということについて、これ繰り返しになりますけれども、毎年、毎年の施政方針をやることは当然だと思いますけれども、この任期については4年前のものそのままで行くということで、本当によろしいんですか。

○副市長（小島昇公君） 答えが何度も同じことになって恐縮でございますけども、4年前の大きな6つの方針、それが4年間の皆さんの御協力いただく中で努力をして、一つ一つ解決ができたもの、それをさらに前進をしていくと。一番大きな目標は、日本一子育てしやすいまちづくりということで、具体的に子育てしやすいまちづくりについては、他の議員さんからもいろいろ御質問いただきまして、答えている部分と重複をするところはございますけれども、具体的に待機児童の解消から始まりまして、やっぱり教育の関係、公園づくり、その他そういう視点で全体を見て進めていきたいという考えでございます。

以上でございます。

---

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時48分 延会